

第 7 回

伊勢原市立小中学校の望ましい学校規模等に関する在り方検討会議 次第

日時:令和7年7月11日(金) 午後2時～4時(予定) 場所:伊勢原市役所2階 2C会議室

- 1 開会
- 2 教育長あいさつ
- 3 議題
 - (1) 検討スケジュールについて【資料1】
 - (2) 前回(第6回)会議の概要について【資料2】
 - (3) 伊勢原市立小中学校の望ましい学校規模等に関する基本方針(素案)について【資料3】
 - (4) 今後のスケジュールについて【資料4】
- 4 閉会

〈次回(第8回)会議〉

日時:10月頃を予定

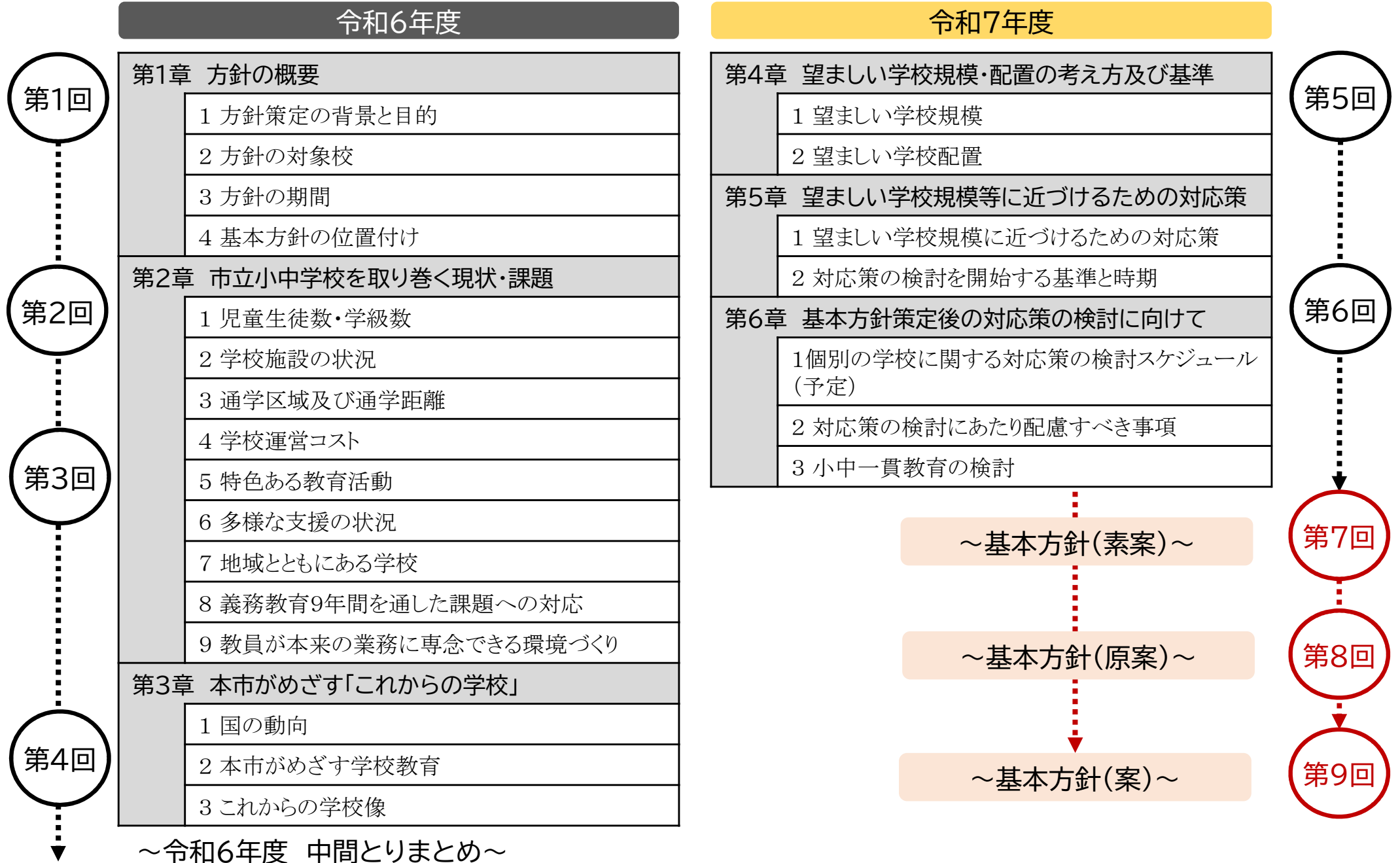
場所:伊勢原市役所(会議室は未定)

配布資料一覧

- 次第・配付資料一覧
- 【資料 1】検討スケジュール
- 【資料 2】第 6 回伊勢原市立小中学校の望ましい学校規模等に関する在り方検討会議（概要）
- 【資料 3】伊勢原市立小中学校の望ましい学校規模等に関する基本方針（素案）
- 【資料 4】今後のスケジュール（予定）

(1) 検討スケジュール

①「伊勢原市立小中学校の望ましい学校規模等に関する基本方針」構成(案)と検討スケジュール



②会議スケジュール

年度	回数	開催時期	検討内容(案)等	
令和6年度	第1回	令和6年7月23日(火) 午後2時～	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針策定の考え方 伊勢原市立小中学校の現状(概要) 基本方針の骨子 	開催済
	第2回	令和6年9月17日(火) 午後2時～	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校を取り巻く現状と課題① <ul style="list-style-type: none"> ☑児童生徒数・学級数の将来推計 ☑特別支援教育、不登校支援、日本語指導を必要とする児童生徒について アンケートの実施について 	開催済
	第3回	令和6年11月22日(金) 午前10時～	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校を取り巻く現状と課題② <ul style="list-style-type: none"> ☑通学区域及び通学路 ☑教育指導・教員配置 ☑地域資産と地域人材の活用 ☑教員が本来の業務に専念できる環境づくりの推進 ☑学校施設 ☑学校運営コスト これからの学校像の整理① 	開催済
	第4回	令和7年1月24日(金) 午前10時～	<ul style="list-style-type: none"> 市立小中学校の教育環境に関するアンケートの実施結果(概要) これからの学校像の整理② 中間とりまとめ 	開催済
令和7年度	第5回	令和7年5月9日(金) 午後2時～	<ul style="list-style-type: none"> 望ましい学校規模と配置の考え方及び基準(案) 	開催済
	第6回	令和7年6月10日(火) 午後2時～	<ul style="list-style-type: none"> 望ましい学校規模・配置に向けた対応策 基本方針策定後の検討に向けて(検討の進め方等) 	開催済
	第7回	令和7年7月11日(金) 午後2時～	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針(素案) 	今回
	第8回	10月頃(未定)	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針(原案) パブリックコメント等の実施について 	次回
	第9回	1月頃(未定) ※書面会議(予定)	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針(案) パブリックコメントの実施結果 	

※検討内容は、今後の状況に応じて変更する可能性があります。

第6回伊勢原市立小中学校の望ましい学校規模等に関する在り方検討会議(概要)

1. 日時：令和7年6月10日(火) 午後2時00分から午後3時30分まで
2. 場所：議会全員協議会室
3. 出席者：検討会議委員9名
教育長、教育部長、学校教育担当部長、参事(兼)教育総務課長、
教育総務課施設担当課長、参事(兼)学校教育課長、教育指導課長、教育センター所長、社会教育課長、
教育総務課総務係長、支援事業者1名

4. 主な質疑応答((数字):委員質疑、⇒:事務局応答)

【議題(3)望ましい学校規模等に向けた対応策について】

- (1)「小規模校の分校化」とは、どのような概念か。また、県内で小規模校が分校化した事例はあるか？
⇒小規模の学校を標準規模の学校の分校とする方法で、現状の施設は残したまま、学校規模を適正化するイメージである。主旨の異なる事例ではあるが、相模原市の大野南中学校(夜間学校)や鎌倉市の学びの多様化学校などの事例がある。
- (2)(小規模校の分校化の主な課題である)専科教員の負担増は中学校のみか？具体的なイメージを教えてください。
⇒小学校にも教科担当制があり、同様の課題があると考えられる。具体的なイメージとしては、教員の学校間の移動に係る負担や、教員の配置方法など課題はあるが、そうした課題を含めて今後の学校別の対応策として検討していくことになる。
- (3)(通学対策について)比々多小は公共交通機関(バス)を利用している児童がいると思うが、何人程度利用しているか？
⇒現在、3名程度が公共交通機関(バス)を利用していると聞いている。なお、竹園小は以前利用していたが、バス路線が廃止された。
- (4)(通学対策におけるバス代の支援について)現状は支援を行っていないと思うが、今後、支援を行う可能性はあるか？
⇒今後、必要に応じて検討する必要があると考えている。

【議題(4)対応策の検討を始める実施基準等について】

- (1)基本的な検討開始の時期として“6年前”とあるが、数字の根拠は何か？
⇒教育委員会では、毎年度、住民基本台帳に記載のある0歳以上の子どもの人数を基に、児童生徒推計を行っている。0歳の子どもの小学校1年生になるまでの推計を行っているため、6年先の児童生徒数の推計が把握可能なことから、6年前としている。

5. 主な意見((数字):委員意見、⇒:事務局応答)

【議題(3)望ましい学校規模等に向けた対応策について】

(1)望ましい学校規模を実現する際の通学対策について

公共交通機関(バス等)の利用容認の主な課題として記載されている「事前の乗り方指導」は、教育的な観点から見れば、メリットとして捉えられるのではないか。

⇒方針策定の参考としたい。

【議題(4)対応策の検討を始める実施基準等について】

(1)対応策の検討に当たっての基本的な考え方について

他自治体では、中学校区や地域ブロック単位で学校運営協議会を設置し、委員が小・中学校両方に関わっているような事例がある。小中学校の連続性や今後の対応策の検討を考えると、合理的だと思うので、アイデアの1つとして考えても良いのではないか。

⇒中学校区で行えば、小中9年間を一貫して捉えることができるため、今後の取組の参考としたい。

(2)検討開始時期について

国の基準で示しているクラス替えが出来るかどうかの視点も大事だが、学校への愛着や地域のコミュニティ拠点施設としての学校の役割も大事だと思う。“近くに学校がある”、“地域の中に学校がある”という視点も大事ではないか。

⇒方針策定の参考としたい。

【議題(5)基本方針策定後の進め方について】

(1)対応策の検討に当たり留意すべき事項について

①これからの学校規模を考えていくときに一番重視しなければならないのは、子ども達の理解度だと考える。

授業を理解できないまま進級する子どもが増えていくのであれば、その規模は適切ではないと思う。

先行きが不透明な中で、子ども達が学校の中でしっかりと学力を身につけて、進級することを重視してあげたい。

②地域との関わりという視点で、コロナ禍の影響もあり、地域の方々と関わった経験の少ない若手教職員が増えている現状がある。地域との関わりを考慮するうえで、課題を共有し、教職員の意識を変えていくことも必要だと考える。

③コロナ禍での制限がなくなり、地域行事で子どもたちと地域の方々が交流する機会が少しずつ戻ってきている。

様々な世代が交流し、伝統文化の継承といった大人達がしっかり学んでいる姿を子ども達に見せることも子ども達の教育にとって、意味があることだと思う。

⇒今後の取組の参考としたい。

伊勢原市立小中学校の望ましい
学校規模等に関する基本方針（素案）

目次

第1章 方針の概要	1
1 方針策定の背景と目的	1
2 方針の対象校	1
3 方針の期間	2
4 基本方針の位置付け	2
第2章 市立小中学校を取り巻く現状・課題	3
1 児童生徒数・学級数の推移と推計*	3
(1) 市全体の児童生徒数の推移と推計	3
(2) 中学校区別の児童生徒数及び学級数の推移と推計	4
2 学校施設の状況	9
(1) 小中学校施設の状況	9
(2) 小中学校のプール施設の状況	11
(3) 小学校給食施設の状況	12
3 通学区域及び通学距離	13
4 学校運営に係る経費	14
5 特色ある教育活動	16
(1) 小学校教科担当制の推進	16
(2) 少人数指導の推進	16
(3) ICT教育の推進	16
(4) 大山小学校における小規模特認校制度	17
(5) 異校種間連携の取組	17
6 多様な支援の状況	18
(1) 特別な支援を要する児童生徒への支援	18
(2) 不登校の児童生徒への支援	20
(3) 外国につながるのある児童生徒への支援	21
7 地域とともにある学校	22
(1) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の連携	22
(2) 学校施設が担う様々な役割や機能(学校と地域の関わり)	22
8 義務教育9年間を通じた課題への対応(小中一貫教育の検討)	23
9 教員が本来の業務に専念できる環境づくり	23
(1) 中学校部活動の在り方検討	23
(2) 給食費の公会計化	23
(3) スクールロイヤー	23

第3章 本市がめざす「これからの学校」	24
1 国の動向	24
2 本市がめざす学校教育	24
(1) 伊勢原市第6次総合計画	24
(2) 伊勢原市第3期教育振興基本計画	24
(3) 伊勢原市学校施設個別施設計画	25
3 これからの学校像	25
視点1 きめ細やかで、切れ目のない教育の実現のために	26
視点2 地域に根ざした持続可能な教育の実現のために	27
視点3 「新しい時代」の学びを支える教育環境の実現のために	28
第4章 望ましい学校規模・配置の考え方及び基準	30
1 望ましい学校規模	30
(1) 学校規模に関する基本的な考え方	30
(2) 国の基準(目安)	30
(3) 小規模校及び大規模校のメリット・デメリット	31
(4) 伊勢原市立小中学校の教育環境に関するアンケート結果	33
(5) 本市における望ましい学校規模(学級数)の基準	34
2 望ましい学校配置	35
(1) 学校配置に関する基本的な考え方	35
(2) 国の基準(目安)	35
(3) 本市における通学距離の現状	35
(4) 通学時間に関するアンケート結果	36
(5) 本市における望ましい学校配置(通学距離・通学時間)の基準	36
第5章 望ましい学校規模等に近づけるための対応策	37
1 望ましい学校規模等に近づけるための対応策	37
(1) 想定される対応策	37
(2) 小規模校対策を検討するに当たっての考え方	38
(3) 大規模校対策の考え方	38
(4) 望ましい学校規模を実現する際の通学対策	39
2 対応策の検討を開始する基準と時期	40
(1) 基本的な考え方	40
(2) 小規模校対策の検討を開始する基準と時期	40
第6章 基本方針策定後の対応策の検討に向けて	41
1 個別の学校に関する対応策の検討スケジュール(予定)	41

2 対応策の検討にあたり配慮すべき事項	41
(1) 児童生徒を取り巻く環境への配慮	41
(2) 通学時の安全確保と負担軽減	41
(3) 地域との連携と配慮	41
(4) 公共施設の最適化と学校施設個別施設計画との整合	42
(5) 都市づくりの視点	42
3 小中一貫教育の検討	42
参考資料	43

第1章 方針の概要

1 方針策定の背景と目的

本市¹⁾の市立小中学校の児童生徒数²⁾は、昭和58(1983)年の12,498人をピークに減少傾向で推移し、令和7(2025)年時点は6,735人で、ピーク時と比較し約45%減少しています。今後も更なる児童生徒数の減少が見込まれる中、学校の小規模化に伴う教育活動や学校運営等への影響が懸念されています。

本市が設置する小中学校は、平成11(1999)年の石田小学校の分離新設を最後に、現在の小学校10校、中学校4校の計14校となっています。

また、本市の学校施設は、昭和40年代後半から昭和50年代に集中して建設された結果、約8割の建物が建築から40年以上を経過するなど老朽化が進行し、今後、計画的な施設改修や建替え等を行う必要に迫られています。

こうした中、国は令和3(2021)年に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を一部改正し、公立小学校における「35人学級」への段階的な移行を進め、令和7(2025)年度をもって全ての学年で移行が完了したことから、今後は、公立中学校における「35人学級」への移行に向けて令和7(2025)年に同法を改正しました。また、令和5(2023)年に策定された国の第4期教育振興基本計画の基本的な方針では、学び続ける人材の育成や共生社会の実現、地域や家庭で共に学び合え合う社会の実現、教育DXの推進、それらの実現のための基盤整備が示されました。

本市教育委員会では、こうした学校教育を取りまく環境変化やこれからの教育の在り方を踏まえ、将来にわたり児童生徒にとって望ましい教育環境を整え、教育水準の維持向上等を図るため、「伊勢原市立小中学校の望ましい学校規模等に関する在り方検討会議(令和6年7月設置)」等における様々な視点からの検討協議を経た上で、「伊勢原市立小中学校の望ましい学校規模等に関する基本方針」(以下「方針」という。)を策定します。

2 方針の対象校

市立小中学校 全14校(小学校10校、中学校4校)

¹⁾ 本方針では、固有名詞(例:伊勢原市〇〇計画 等)を除き、他自治体と区別するために伊勢原市を表す場合は「本市」(例:本市の児童生徒数 等)を、特段の固有性がなく、一般的な行政単位として表す場合は「市」(例:市全体 等)を用いています。

²⁾ 本方針では、「児童」とは市立小学校に通う小学校1～6年生、「生徒」とは市立中学校に通う中学校1～3年生を指します。

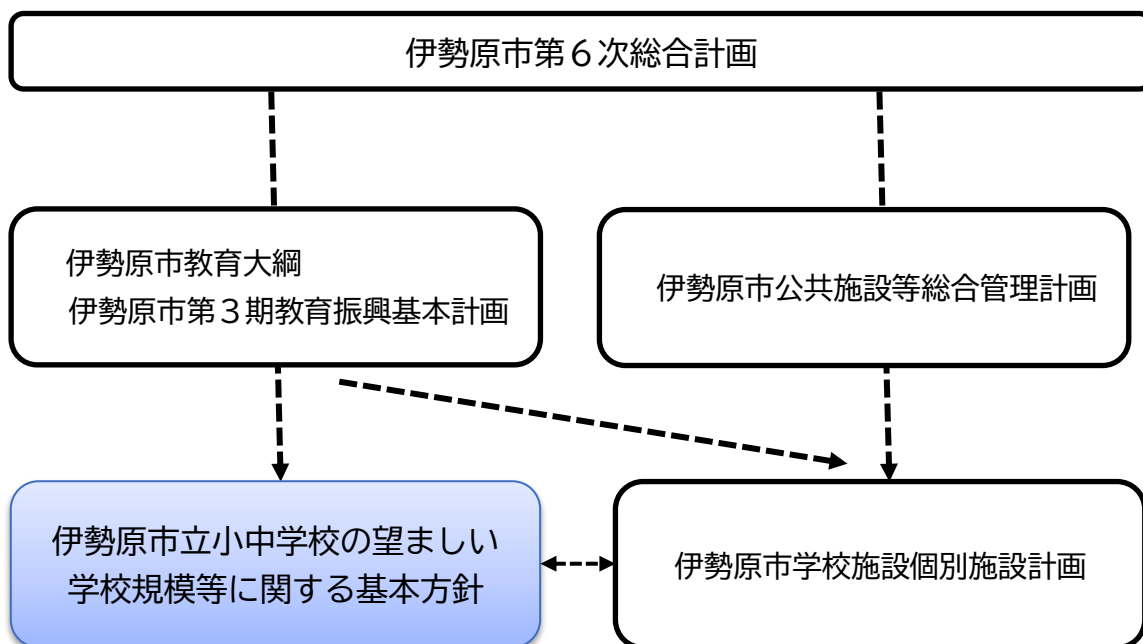
3 方針の期間

本方針の期間は、令和8(2026)年度から令和27(2045)年までの概ね20年間とし、策定後10年を目安に必要な見直しを行います。

なお、将来の児童生徒数の推計の変動や学校施設の老朽化状況、国が示す教育振興基本計画の見直し事項等を継続的に確認し、本方針に修正等が必要と判断される場合には、柔軟に対応することとします。

4 基本方針の位置付け

本方針は、市の最上位計画である「伊勢原市第6次総合計画」をはじめ、「伊勢原市教育大綱」や「伊勢原市第3期教育振興基本計画」に則るとともに、「伊勢原市学校施設個別施設計画」等、他の関連する個別計画とも整合を図りながら策定しています。



第2章 市立小中学校を取り巻く現状・課題

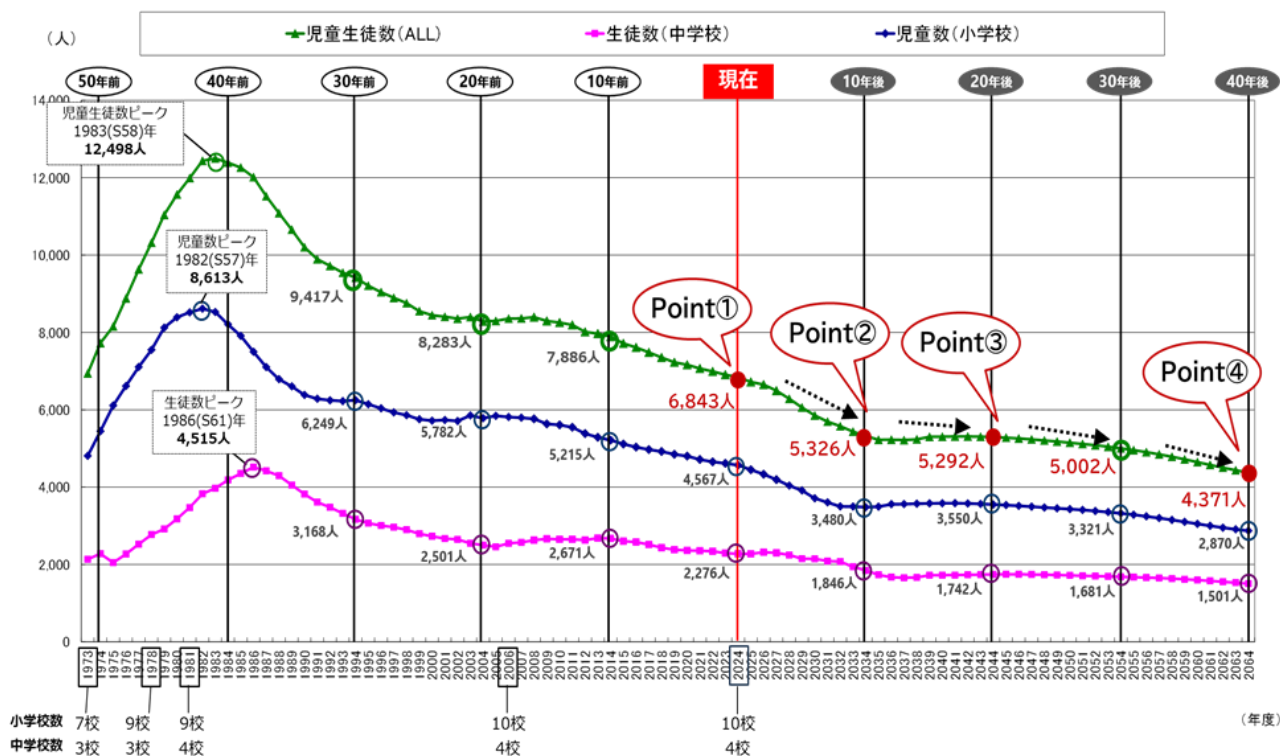
1 児童生徒数・学級数の推移と推計*

(1) 市全体の児童生徒数の推移と推計

児童生徒数は、令和6(2024)年時点(現在)で6,843人となっており、昭和58(1983)年のピーク時から45%(▲5,655人)減少(Point①)し、現在から10年後の令和16(2034)年までは22%(▲1,517人)減少(Point②)、10年後から20年後の令和26(2044)年までは、ほぼ横ばいとなる見込みです(Point③)。

40年後の令和46(2064)年までをみると、児童生徒数は4,371人で、現在から36%(▲2,472人)減少すると推計されています(Point④)。

【図表1 市全体の児童生徒数の推移及び推計】



※児童生徒数の推計は、令和6年5月1日時点の住民基本台帳人口を基準に、国立社会保障人口問題研究所が令和5年に実施した本市の将来人口推計の仮定値等を用いたコーホート要因法³⁾を用いて推計しています。

³⁾ コーホート要因法

自然増減と社会増減の仮定に基づいて、ある年(期間)に生まれた集団の人口変化を一定期間観察することで将来人口を推計する方法。

イ、中学校区別の児童生徒数の増減割合及び学級数の変化

① 過去から現在(2004年→2024年)

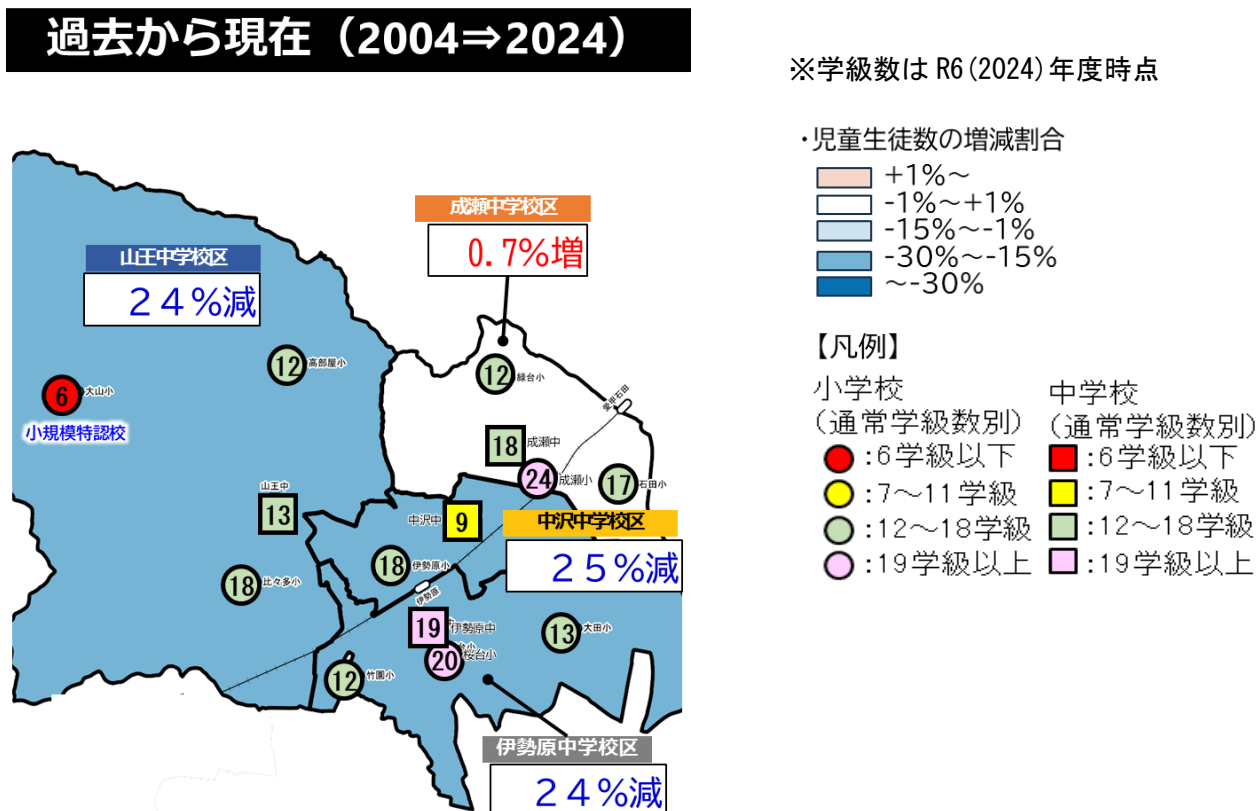
a 児童生徒数の増減割合

平成16(2004)年から令和6(2024)年までの20年間で、山王中学校区及び伊勢原中学校区が24%減、中沢中学校区が25%減となっています。一方、成瀬中学校区は0.7%増となっています。

b 学級数

令和6(2024)年度時点で、国の標準規模⁴⁾(小中学校共に12学級以上18学級以下)を下回る学校は、大山小学校と中沢中学校の2校となっています。一方、上回る学校は、成瀬小学校、桜台小学校、及び伊勢原中学校の3校となっています。

【図表3 過去から現在(2004年→2024年)の児童生徒数の増減割合及び学級数】



⁴⁾ 国は、小・中学校の標準的な学級数について、学校教育法施行規則第41条及び79条において、小・中学校の学級数12学級以上18学級以下を標準規模と定め、「地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない」としています。

② 現在から10年後(2024年→2034年)

a 児童生徒数

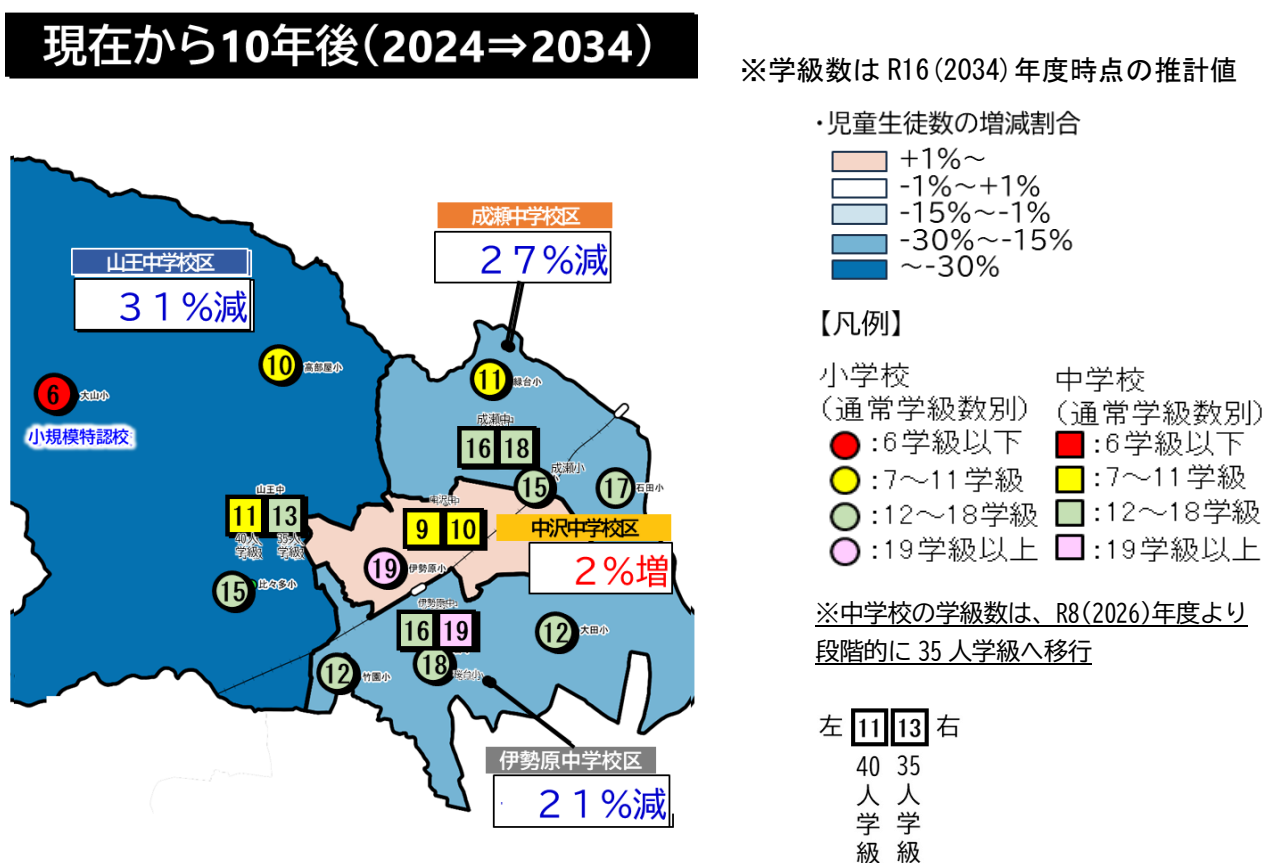
令和6(2024)年から10年後の令和16(2034)年にかけては、山王中学校区が31%減、成瀬中学校区が27%減、伊勢原中学校区が21%減となっています。一方、中沢中学校区は2%増となっています。

b 学級数

令和6(2024)年から10年後には、児童生徒数の減少に伴い、大山小学校、高部屋小学校、緑台小学校、及び中沢中学校の4校が12学級未満となり、19学級以上は、伊勢原小学校及び伊勢原中学校の2校となっています。

なお、中学校については、令和8(2026)年度からの段階的な35人学級への移行を見据え、1学級当たりの人数を35人⁵⁾として推計しています。

【図表4 現在から10年後(2024年→2034年)児童生徒数の増減割合及び学級数】



⁵⁾ 国は令和3(2021)年に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を一部改正し、公立小学校の全学年での「35人学級」への段階的な移行が進められており、今後は、公立中学校における「35人学級」の導入方針が示されています。

③ 10年後から20年後(2024年→2034年)

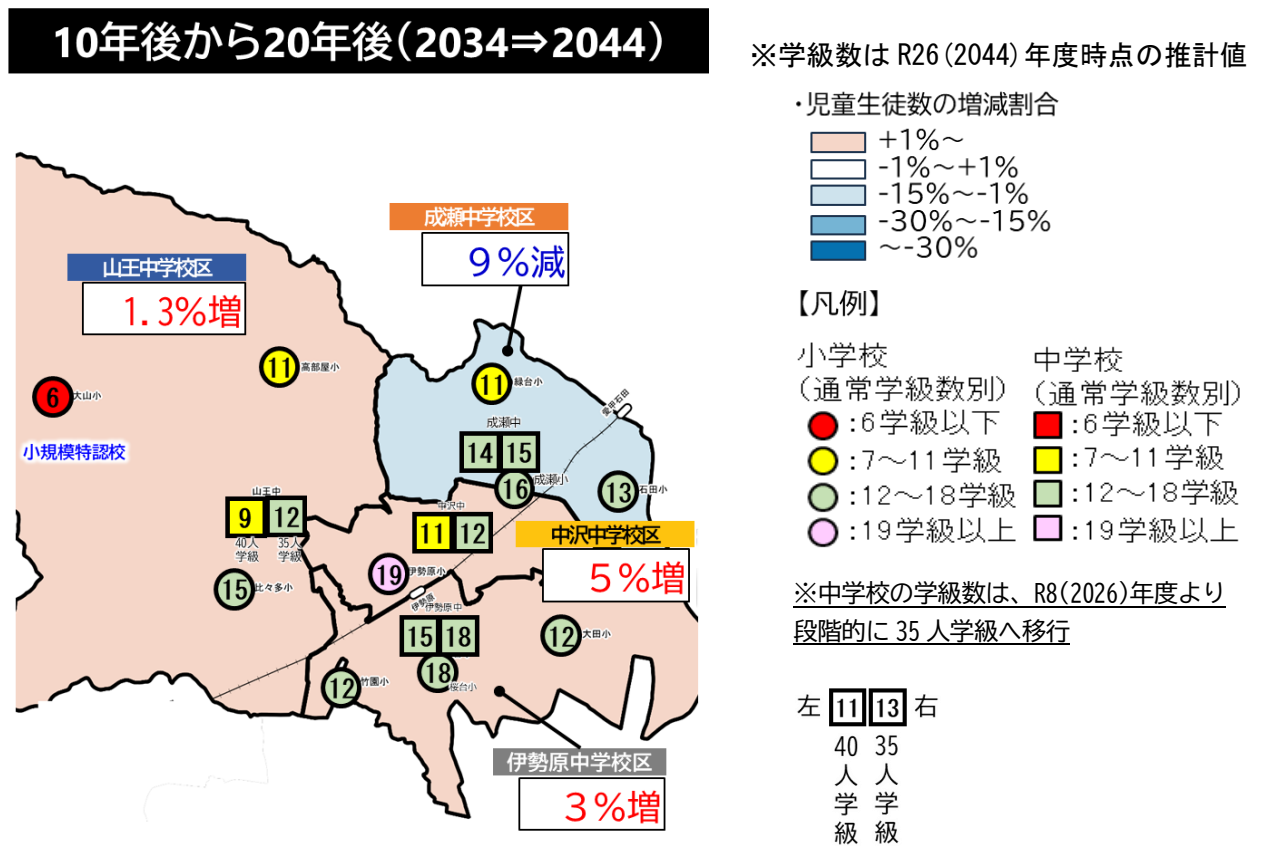
a 児童生徒数

10年後の令和16(2034)年から20年後の令和26(2044)年にかけては、成瀬中学校区が9%減となっています。一方、山王中学校区が1.3%増、伊勢原中学校区が3%増、中沢中学校区が5%増となっています。

b 学級数

20年後の令和26(2044)年には中沢中学校が生徒数の増加により国の標準規模に戻りますが、大山小学校、高部屋小学校、及び緑台小学校の3校が変わらず12学級未満となっています。一方、19学級以上の学校はなくなっています。

【図表5 10年後から20年後(2034年→2044年)の児童生徒数の増減割合及び学級数】



【図表6 学校別児童生徒数及び学級数の推移と推計】

学校名	学校名	項目名	2020年 R2	2025年 R7	2030年 R12	2035年 R17	2040年 R22	2045年 R27	2050年 R32	2060年 R42
伊勢原小	伊勢原小学校	児童数	596	566	528	618	633	572	488	427
		普通学級数	18	19	18	20	22	18	18	18
大山小	大山小学校	児童数	60	41	38	22	26	33	34	25
		普通学級数	6	6	6	6	6	6	6	6
高部屋小	高部屋小学校	児童数	417	342	263	219	238	267	283	222
		普通学級数	13	12	10	11	11	11	11	11
比々多小	比々多小学校	児童数	615	562	439	415	425	426	423	378
		普通学級数	18	18	15	15	15	15	15	15
成瀬小	成瀬小学校	児童数	739	786	567	428	409	444	506	485
		普通学級数	22	24	19	15	12	18	18	18
大田小	大田小学校	児童数	489	383	318	285	295	309	318	270
		普通学級数	15	13	12	12	12	12	12	12
桜台小	桜台小学校	児童数	594	639	579	572	585	541	490	465
		普通学級数	18	20	20	18	18	18	18	18
緑台小	緑台小学校	児童数	329	320	272	248	243	225	217	216
		普通学級数	11	12	11	11	11	11	11	11
竹園小	竹園小学校	児童数	454	328	277	261	296	321	312	237
		普通学級数	15	12	12	12	12	12	12	12
石田小	石田小学校	児童数	507	482	430	425	433	396	360	325
		普通学級数	17	17	16	17	17	13	12	12
	計	児童数	4,800	4,449	3,711	3,493	3,583	3,534	3,431	3,050
		普通学級数	153	153	139	137	136	134	133	130

学校名	学校名	項目名	2020年 R2	2025年 R7	2030年 R12	2035年 R17	2040年 R22	2045年 R27	2050年 R32	2060年 R42
山王中	山王中学校	生徒数	554	496	462	342	329	342	359	344
		普通学級数	15	15	14	12	12	12	12	12
成瀬中	成瀬中学校	生徒数	658	679	666	560	496	480	476	492
		普通学級数	18	19	21	18	15	15	15	15
伊勢原中	伊勢原中学校	生徒数	793	737	650	530	540	565	567	502
		普通学級数	21	21	20	17	18	18	18	15
中沢中	中沢中学校	生徒数	357	360	365	299	356	357	315	259
		普通学級数	9	10	12	10	12	12	11	9
	計	生徒数	2,362	2,272	2,143	1,731	1,721	1,744	1,717	1,597
		普通学級数	63	65	67	57	57	57	56	51

※学級数の推計は小・中学校ともに1学級35人で計算。

2 学校施設の状況

(1) 小中学校施設の状況

学校施設は、小中学校で校舎等65棟、延床面積約10.1万㎡を保有しています。

本市の近年の学校建設の経過は、児童生徒数の増加に伴い、昭和44(1969)年に桜台小学校が伊勢原小学校から、昭和53(1978)年に緑台小学校が成瀬小学校から、竹園小学校が桜台小学校から、昭和57(1982)年に中沢中学校が伊勢原中学校から、平成11(1999)年に石田小学校が成瀬小学校からそれぞれ分離し、現在の14校となりました。

また、棟ごとの築年別整備状況をみると、整備のピークは昭和49(1974)年から昭和59(1984)年に集中して建設されています。この結果、築40年以上経過した施設が約7.9万㎡と約8割を占め、老朽化が進行している状況です。

今後、改修や改築の時期が集中することが見込まれるため、学校施設個別施設計画に基づく計画的な対応が必要です。

【図表7 学校施設一覧】

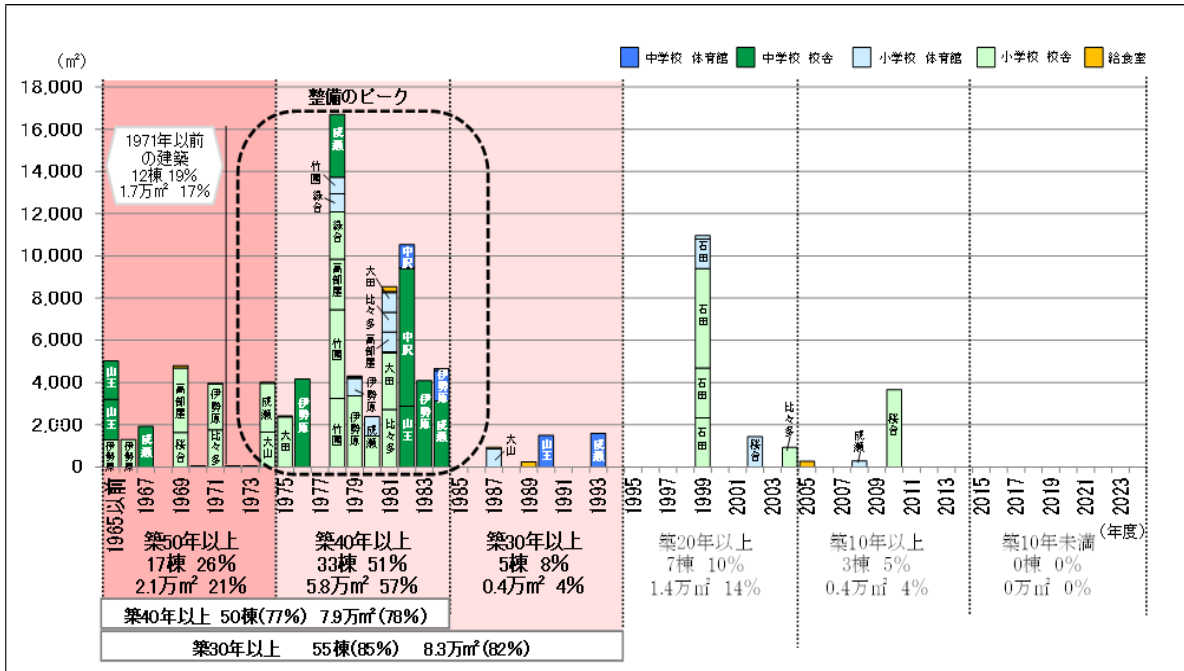
令和7年4月1日時点

施設区分	施設名	所在地	建築年	延床面積
小学校	伊勢原小学校	伊勢原市伊勢原4-1-1	昭和37(1962)年	6,818㎡
	大山小学校	伊勢原市大山209	昭和49(1974)年	2,634㎡
	高部屋小学校	伊勢原市西富岡1090-1	昭和44(1969)年	5,879㎡
	比々多小学校	伊勢原市神戸521-1	昭和46(1971)年	6,673㎡
	成瀬小学校	伊勢原市高森1481-3	昭和46(1971)年	7,409㎡
	大田小学校	伊勢原市下谷1471-1	昭和50(1975)年	6,256㎡
	桜台小学校	伊勢原市桜台4-16-1	昭和44(1969)年	8,314㎡
	緑台小学校	伊勢原市高森482	昭和53(1978)年	5,089㎡
	竹園小学校	伊勢原市岡崎6611-1	昭和53(1978)年	5,481㎡
	石田小学校	伊勢原市石田1168-1	平成11(1999)年	10,961㎡
	小学校計			65,514㎡
中学校	山王中学校	伊勢原市上粕屋804-2	昭和37(1962)年	8,168㎡
	成瀬中学校	伊勢原市高森2-22-1	昭和42(1967)年	9,675㎡
	伊勢原中学校	伊勢原市桜台4-2-1	昭和51(1976)年	9,780㎡
	中沢中学校	伊勢原市下糟屋231-1	昭和57(1982)年	7,648㎡
	中学校計			35,271㎡
小中学校計			100,785㎡	

※建築年は最も古い棟の年数を表しています。

【図表8 学校施設の築年数の状況】

令和7年4月1日時点



(2) 小中学校のプール施設の状況

小学校のプール施設は、全10校中8校で築40年を経過しており、伊勢原小学校、高部屋小学校、比々多小学校、及び大田小学校の4校のプールが築50年以上を経過しています。

中学校では、全4校で築40年を経過しており、山王中学校及び成瀬中学校の2校が築50年を経過しています。

そうした中、本市では、プール施設の老朽化が進む中、比々多小学校、桜台小学校、及び中沢中学校の3校で民間施設を活用した水泳授業の試行を行っています。自校プールでの水泳授業は、6月から7月の2ヶ月間で各クラス4回程度の授業を行っていますが、民間委託している3校では5月から10月の6ヶ月と期間が長い一方で、授業回数は小学校で年間2回、中学校で年間1回程度となっています。

今後の学校プール施設の在り方については、施設の状況や民間委託の成果、水泳授業の在り方など、総合的な視点からの検討が必要です。

【図表9 小中学校のプール施設一覧】

【小学校】 凡例 ■ 築50年以上経過 ■ 築40年以上経過 水泳指導をスイミングスクールで行っている学校

プール名	プール基礎情報				使用 日数 (R6)	児童数 (R6)		全学級計 授業回数
	建設 年度	経過 年数 (R6)	長さ (縦×横)	水深		延べ 利用数		
伊勢原小学校	S46(1971)	53	25m×13m	0.8～1.1	27	567	2,248	81
大山小学校	S56(1981)	43	25m×13m	0.8～1.1	7	54	159	21
高部屋小学校	S48(1973)	51	25m×13m	0.8～1.1	20	355	1,160	49
比々多小学校	S49(1974)	50	25m×13m	0.8～1.1		585		36
成瀬小学校	H20(2008)	16	25m×13m	0.8～1.1	18	791	1,963	76
大田小学校	S47(1972)	52	25m×13m	0.8～1.1	11	398	991	35
桜台小学校	S50(1975)	49	25m×13m	0.8～1.1		627		42
緑台小学校	S54(1979)	45	25m×13m	0.8～1.1	11	330	977	41
竹園小学校	S54(1979)	45	25m×13m	0.8～1.1	18	364	1,194	52
石田小学校	H11(1999)	25	25m×13m	0.8～1.1	21	496	1,819	77

【中学校】

プール名	プール基礎情報				使用 日数 (R6)	生徒数(R6)		全学級計 授業回数
	建設 年度	経過 年数 (R6)	長さ (縦×横)	水深		延べ 利用数		
山王中学校	S40(1965)	59	25m×13m	0.9～1.2		518		5
成瀬中学校	S45(1970)	54	25m×13m	1.1～1.3	12	692	938	30
伊勢原中学校	S59(1984)	40	25m×13m	0.9～1.2	15	748	763	32
中沢中学校	S56(1981)	43	25m×13m	0.9～1.2	12	318	750	30

(3) 小学校給食施設の状況

本市では、小学校全10校で自校方式の給食を提供しており、令和6年度時点で、運営の民間委託が伊勢原小学校、大山小学校、高部屋小学校及び桜台小学校の4校で、残りの6校は、市の直営による運営となっています。

今後の給食施設の在り方については、半数以上の6校の施設が築40年以上経過していることから、今後の運営方式を含め、総合的な視点からの検討が必要です。

【図表 10 小学校の給食施設一覧】

凡例 築50年以上経過 築40年以上経過

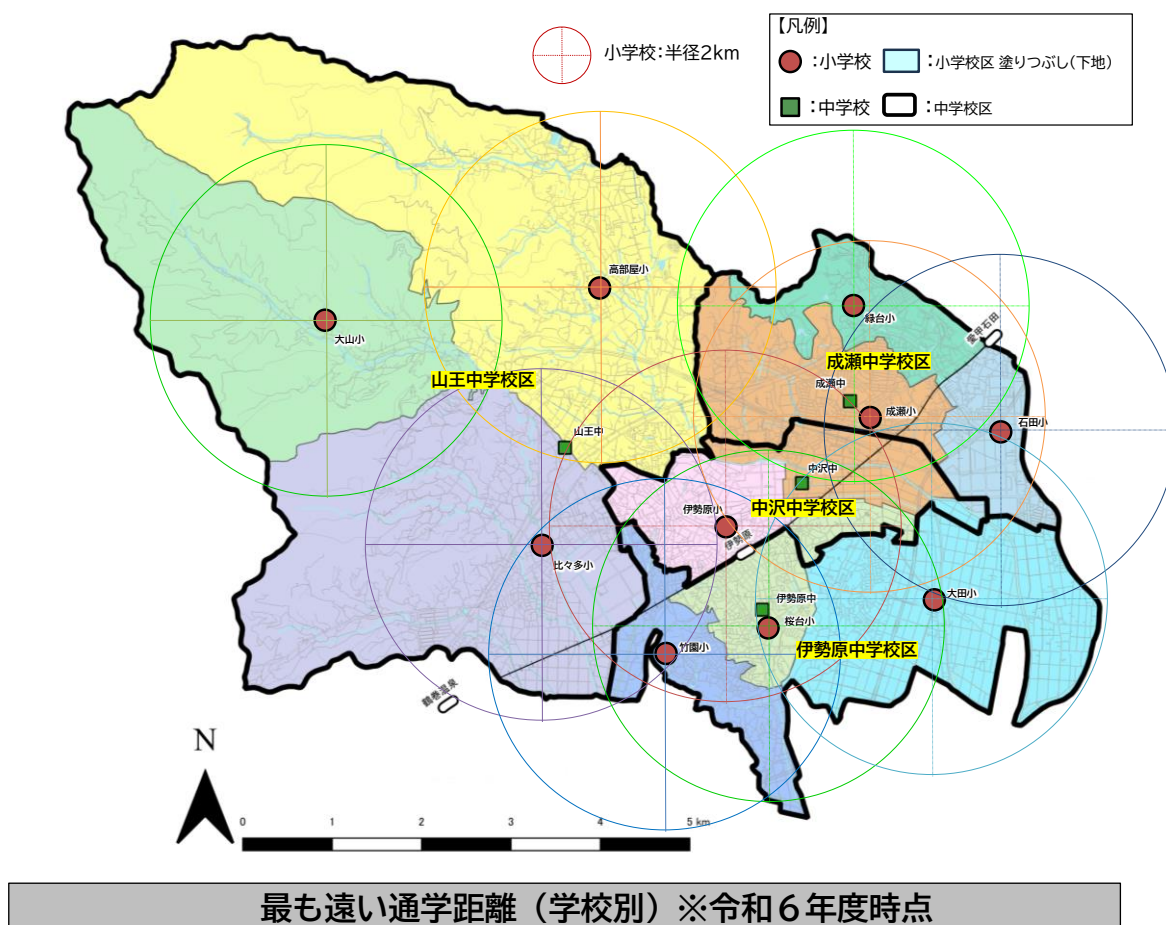
学校名	設置年度	経過年数(R6)	構造	面積(m ²)	方式	建物等	配食数
					ドライ・ウェット	併設・独立	
伊勢原小学校	S54(1979)	45	RC	277	ウェット	校舎併設	616
大山小学校	S62(1987)	37	RC	77	ウェット	独立型	68
高部屋小学校	S53(1978)	46	RC	186	ウェット	校舎併設	394
比々多小学校	H17(2005)	19	RC	274	ドライ	独立型	636
成瀬小学校	H1(1989)	35	RC	246	ウェット	独立型	860
大田小学校	S56(1981)	43	RC	236	ウェット	独立型	439
桜台小学校	S44(1969)	55	RC	120	ウェット	独立型	689
緑台小学校	S53(1978)	46	RC	211	ウェット	校舎併設	365
竹園小学校	S53(1978)	46	RC	214	ウェット	校舎併設	406
石田小学校	H11(1999)	25	RC	438	ウェット	校舎併設	543

3 通学区域及び通学距離

通学距離に関する国の基準⁶⁾は小学校が4km、中学校は6kmで、本市の全ての小中学校は国の基準内におさまっています。

本市の小学校で最も遠い通学距離は高部屋小学校の3.4km、中学校では山王中学校の5.3kmが最も遠い通学距離となっています。

【図表 11 通学区域と通学距離】



伊勢原中学校区

- 桜台小学校 ⇒ 約2.2km
- 竹園小学校 ⇒ 約2.1km
- 大田小学校 ⇒ 約2.8km
- 伊勢原中学校 ⇒ 約4.9km

中沢中学校区

- 伊勢原小学校 ⇒ 約1.9km
- 成瀬小学校 ⇒ 約1.5km
- 中沢中学校 ⇒ 約3.0km

成瀬中学校区

- 緑台小学校 ⇒ 約2.6km
- 石田小学校 ⇒ 約1.7km
- 成瀬中学校 ⇒ 約3.9km

山王中学校区

- 大山小学校 ⇒ 約1.7km
- 高部屋小学校 ⇒ 約3.4km
- 比々多小学校 ⇒ 約3.3km
- 山王中学校 ⇒ 約5.3km

⁶⁾ 国は、公立小・中学校の通学距離について、小学校でおおむね4km以内、中学校でおおむね6km以内という基準を、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条第1項第2号に基づく国庫負担対象となる通学条件として定めています。

4 学校運営に係る経費

学校運営には、施設・設備の保守点検や日常の維持管理をはじめ、光熱水費、学校運営等で使用する備品購入費、保健衛生に係る経費、また、児童生徒の多様なニーズに応えるための人件費等、さまざまな経費が必要です。

今後の学校運営にあたっては、本市の行財政改革推進計画の理念である「持続的な行財政運営の実現」や「公共施設等総合管理計画」が目的とする「公共施設の最適化」の考えを踏まえ、効率的な学校運営が求められています。

令和5(2024)年度における本市の学校運営経費は、県費負担の教職員の人件費を含め、小中学校全14校で59.2億円／年となっており、小学校は10校平均で4.0億円／年、中学校は4校平均で4.8億円／年となっています。

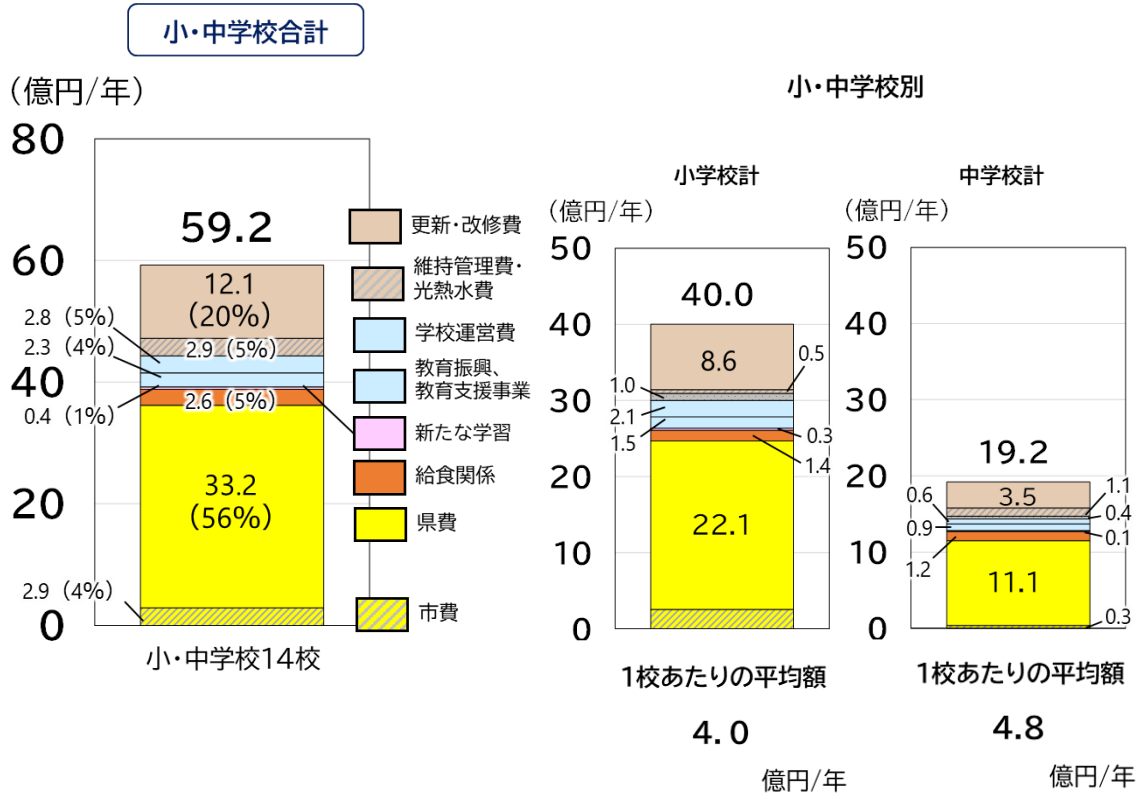
また、小規模な学校ほど、児童生徒に比して手厚い教員配置や施設の維持管理費等が必要となるため、児童生徒一人あたりに係る経費は多くなります。

【図表 12 経費のイメージ】

(大項目)		(事業名)	(費用内訳例)
施設面	更新・改修費	●年間総額(単年度平均) (「伊勢原市学校施設個別施設計画(令和4年3月)」に記載されている14校を今後も維持した場合の整備費用をもとに算出)	
	維持管理	・小学校施設維持管理費 ・小学校校舎等改修事業費 ・中学校施設維持管理費 ・中学校校舎等改修事業費	・空調設備設置工事 ・外壁等改修工事 ・機械警備・清掃・保守点検業務 ・維持修繕料 等
管理運営面	学校運営費	・小学校運営事務費 ・中学校運営事務費 ・小学校保健事業費 ・通学路安全推進費 ・感染流行下における学校教育活動体制整備事業費 ・中学校保健事業費 ・小学校図書館整備事業費 ・中学校図書館整備事業費 等	・(学校)光熱水費 ・通信運搬費 ・教材・備品購入費 ・使用料及び賃賃料 ・保険料 等
	教育振興・教育支援	・義務教育教材費 ・理科教育等教材費 ・特別支援学級運営費 ・特別支援学級児童就学奨励費 ・小学校学習活動支援事業費 ・中学校情報教育推進事業費 ・部活動推進事業費 ・中学校文化教育推進事業費 ・中学校学習活動支援事業費 等	・就学援助費 ・通学補助金 等
新たな学習		・外国語教育推進事業費	・ALT人件費 等
教職員	県費	校長、教頭、教諭(担任・特別支援・専科・養護・栄養・日本語)、非常勤、事務	※1人当たり年間平均給与(675万円)
	市費	栄養士、給食調理員、校務整備員、介助員、指導補助員、非常勤職員等	
給食関連		・小学校給食事業費 ・中学校給食事業費	・光熱水費 ・消耗品費 等

管理運営コストの合計	59.2 億円/年
------------	-----------

【図表 13 経費の内訳イメージ】



- ※ 更新・改修費は、「伊勢原市学校施設個別施設計画(令和4年3月)」に記載されている14校を今後も維持した場合の整備費用をもとに算出。
- ※ 県の職員人件費は「令和5年度 神奈川県 給与・定員管理等について」の教職員平均給与と期末手当・勤勉手当をもとに算出。
- ※ 更新・改修費・県の職員人件費以外は、令和5(2023)年度の教育費決算額を基に整理。
- ※ 市の職員人件費は令和5年度教育費における報酬、給料、職員手当、共済費等を集計したもの。
- ※ 小・中分かれてない費目は学校数で按分。

5 特色ある教育活動

(1) 小学校教科担当制の推進

本市では、学力向上と円滑な中学校生活への適応を支援するため、各小学校に教科担当制⁷⁾を導入し、複数教員によるきめ細やかな学習指導・生活指導を行っています。現在は、小規模特認校である大山小学校を除く9校に非常勤講師を配置し、各校の状況に応じ、高学年を中心に学級担任等で授業を交換する体制を整えています。今後も教職員チームによる児童支援の観点から更なる制度の拡充が必要です。

(2) 少人数指導の推進

児童一人ひとりに対するきめ細やかな指導・支援による集団生活への適応と基本的な生活習慣の定着、基礎的・基本的な学力の向上を図るため、小学校における少人数学級を推進するとともに、各学校の実態に応じて非常勤講師を配置し、対象学年や教科を定めた少人数指導やチーム・ティーチング等を行っています。

今後もよりきめ細やかな指導支援を図るため、国の動向を注視し、小中学校における少人数指導の充実を図る必要があります。

(3) ICT教育の推進

本市では、令和2年(2020)年度に1人1台端末の導入を決定し、令和3年(2021)年4月から、すべての小中学校で1人1台端末の運用を開始しました。各学校でのタブレットの利活用をはじめとした情報や施策動向の提供を行うとともに、効果的な実践や成果を共有することで情報教育の推進を図っています。また、ICT支援員を計画的に配置し、各校の1人1台端末の更なる活用及び適切な運用支援を行っています。

今後もICTの計画的な整備・活用により、児童生徒の情報活用能力の育成を図ることが必要です。

⁷⁾ 教科担当制

小学校において教員が当該学年のいくつかの教科において専門の教科を担当し、授業を実施する指導形態。

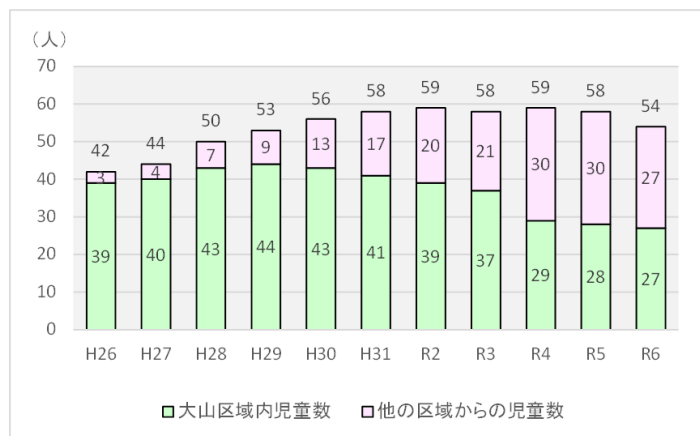
(4) 大山小学校における小規模特認校制度

大山小学校では、文部科学省から教育課程特例校の指定を受け、平成26(2014)年から就学指定校変更の運用により全市域から児童を受け入れ、外国語教育や ICT 教育などの先進的な取組を進める「特色ある教育モデル推進事業」を行ってきました。現在も小規模特認校制度⁸⁾を活用し、小人数を生かした体験活動の充実や異学年交流等を通じた豊かな教育活動、自然環境や地域に根ざした伝統文化を生かした教育活動を行っています。

令和7(2025)年5月1日時点の全児童数49人中、区域外からの就学者が25人となり、半数を超えています。

今後も、児童数の将来推計を見据えた学校の在り方及び特色ある教育活動に係る検討が必要です。

【図表 14 大山小学校の児童数の推移（平成26年度～令和6年度）】



出典：教育指導課

(5) 異校種間連携の取組

本市では、平成5(1993)年度より市内にあるすべての教育機関を対象とした「地域教育機関等連絡協議会」を開催し、各教育機関の教職員、幼児、児童、及び生徒の交流や情報交換を行っています。同協議会は、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、及び中学校を4つの中学校区にブロック分けしています。また、市内にある県立高校、私立高校、及び県立特別支援学校についても所在地に関わらず、いずれかのブロックに属しています。

今後も、教育活動の更なる充実に向け、本市のスケールメリットを活かした同協議会の仕組みを更に有効に活用していくことが必要です。

⁸⁾ 小規模特認校制度

特色のある教育活動を行っている小規模校で、お子さんを学ばせたいという希望がある場合に、一定の就学条件のもと、市内全域からの児童の入学を認める制度。

6 多様な支援の状況

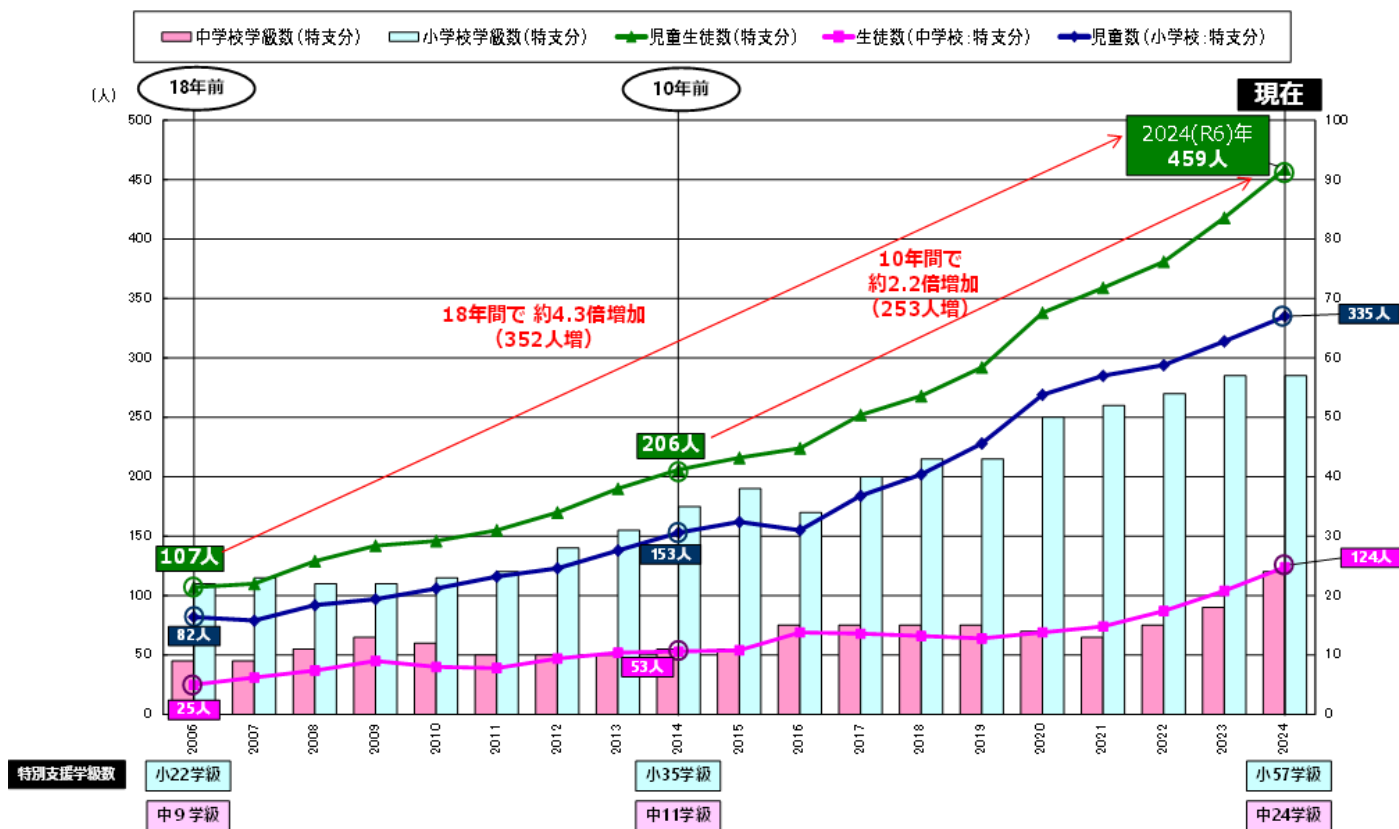
(1) 特別な支援を要する児童生徒への支援

ア、特別支援学級による指導・支援

本市における特別支援学級の児童生徒数及び学級数は、確認できる最も古い同一出典データの平成18(2006)年度から、令和6(2024)年度までは右肩上がりで推移し、約4.3倍となっています。

すべての児童生徒が共に学び共に育つインクルーシブな学校づくりが求められている中、今後も、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な対応を図るため、更なる支援体制の充実が必要です。

【図表 15 特別支援学級の児童生徒数・学級数の推移（平成18年度～令和6年度）】



出典:教育センター

イ、通級による指導・支援

① ことばの教室

小学校の通常の学級に在籍する言語の発達に課題のある児童を対象に、通級指導教室「ことばの教室」を桜台小学校に開設し、児童、保護者、及び児童の在籍校への指導・支援を行っています。

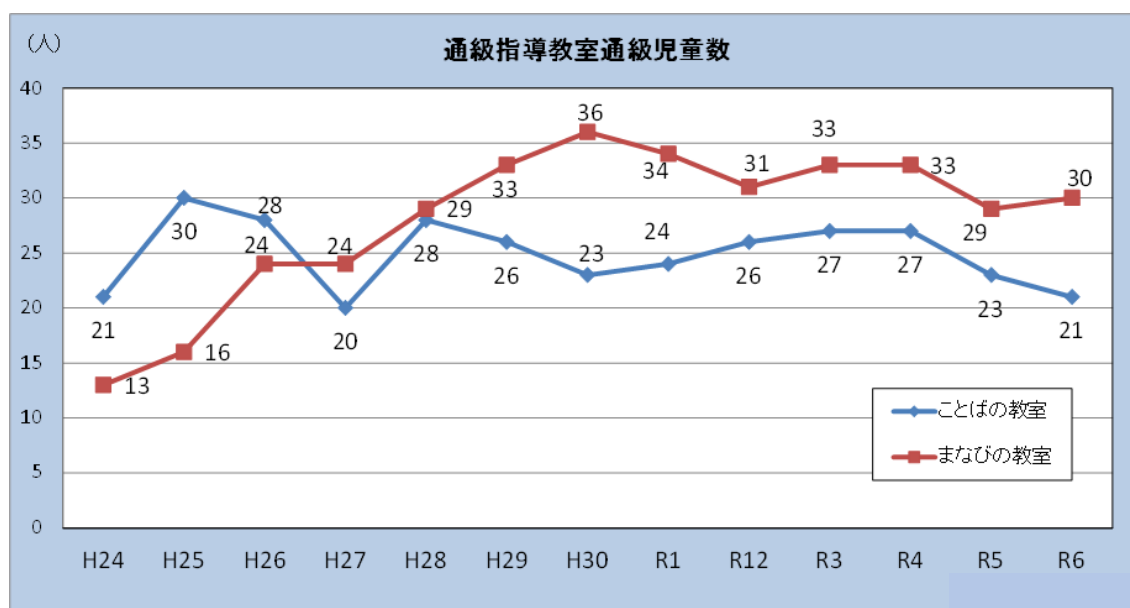
今後も、児童一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図るとともに、中学生への支援拡大も検討することが必要です。

② まなびの教室

小学校の通常の学級に在籍する集団生活への適応に課題のある児童を対象に、通級指導教室「まなびの教室」を桜台小学校に開設し、児童、保護者、及び児童の在籍校への指導・支援を行っています。

今後も、通級に係る児童一人ひとりの実情を踏まえた指導・支援体制や方策の見直しを図るとともに、中学生への支援拡大も検討することが必要です。

【図表 16 通級指導教室へ通う児童数の推移（平成24年度～令和6年度）】



出典:教育センター

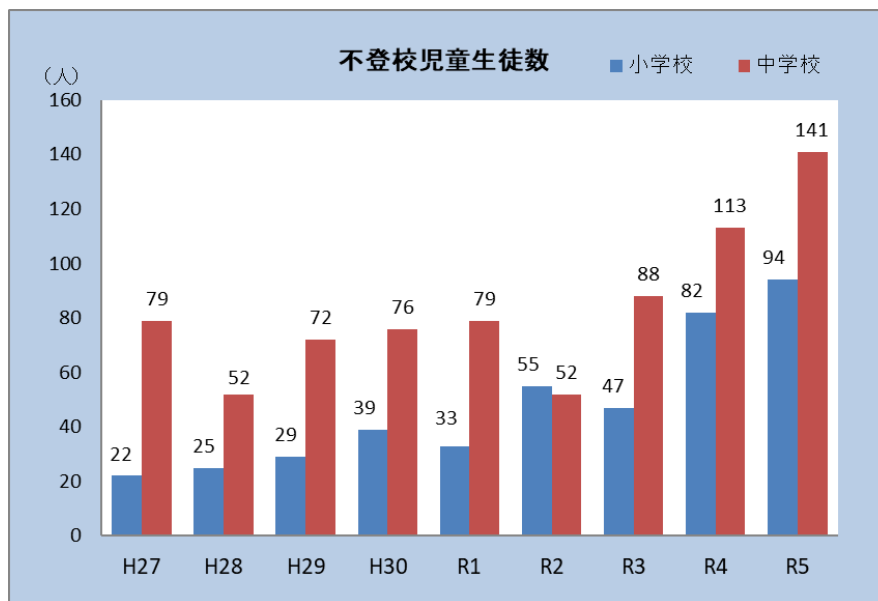
(2) 不登校の児童生徒への支援

ア、不登校の状況

本市における不登校の児童生徒数は小中学校共に増加傾向にあり、令和5(2023)年度は小学校が94人、中学校が141人となっています。

今後も、未然防止や早期発見、継続支援等の各段階における適切な支援が必要です。

【図表 17 不登校児童生徒数の推移（平成27年度～令和5年度）】



出典:教育指導課

イ、教育支援教室「やまどり」による指導・支援

心理的・情緒的要因等により学校に登校しない、あるいは登校したくてもできない状態にある児童生徒を対象に、学校から離れた場所で仲間や指導者との人間的ふれあいを基盤にした指導・支援を行うため、教育相談事業の一環として令和6年(2024)年に開設しました。

今後も、不登校の児童生徒の学びを保障するため、学校外における多様な学びの場を充実させていくことが必要です。

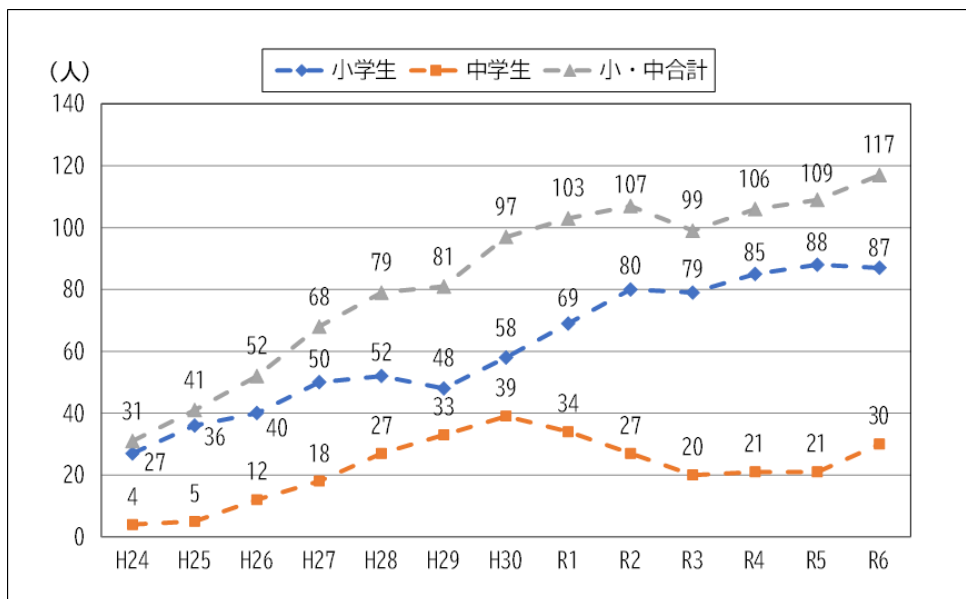
(3) 外国につながるの児童生徒への支援

ア、日本語指導を必要とする児童生徒の状況

外国につながりがあり、日本語指導を必要とする児童生徒を支援するため、小中学校へ日本語指導協力者を派遣するなど、日本語指導や学習支援等を行っています。

支援が必要な児童生徒は年々増加しており、取り扱う言語も多様化していますので、今後も協力者の派遣等の支援策拡大が必要です。

【図表 18 日本語指導を必要とする児童生徒の推移（平成24年度～令和6年度）】



出典：教育指導課

イ、国際教室による指導・支援

神奈川県基準では、外国籍の日本語指導を要する児童生徒数が1学校あたり5名以上在籍する場合に国際教室の担当教員が配置されます。本市における令和6年(2024)年度の国際教室設置校は、小学校10校中6校(伊勢原小学校、高部屋小学校、比々多小学校、成瀬小学校、桜台小学校、石田小学校)、中学校4校中2校(山王中学校、伊勢原中学校)となっています。

今後も、外国につながるの児童生徒への支援及びすべての児童生徒への国際理解教育推進の観点から、国際教室の取組を充実させる必要があります。

7 地域とともにある学校

(1) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の連携

本市の各小中学校では、従前より地域住民による教育活動への協力・支援が行われてきました。そうした中、学校週5日制や総合的な学習の時間の新設をきっかけに、各学校に教職員、保護者、及び地域代表者等からなる「学校地域連絡会」が設置され、「開かれた学校づくり」に努めてきました。

その後、平成29(2017)年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、学校運営協議会⁹⁾の設置が努力義務化されると、令和4(2022)年度からは全小中学校で、「学校地域連絡会」に代わり「コミュニティ・スクール」が導入されました。

また、平成29(2017)年の社会教育法の改正により地域学校協働活動¹⁰⁾が法で位置付けられたことから、令和4(2022)年には大山小学校区及び比々多小学校区に本市として初めて地域学校協働活動推進員を配置しました。現在では、全ての小中学校区に地域学校協働活動推進員を配置し「地域とともにある学校づくり」に向けて、地域の特色を生かした様々な活動が行われています。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動がより相乗効果を発揮し、効果的な学校運営と地域全体で子どもたちを支える活動を進めるため、更なる連携・協働体制による取組の推進が必要です。

(2) 学校施設が担う様々な役割や機能(学校と地域の関わり)

学校施設は、児童生徒のための施設だけではなく、地域コミュニティの拠点施設として様々な機能を併せ持つ可能性を有する、最も身近な公共施設の一つです。

令和6(2024)年度現在、小中学校全14校が地震災害や風水害等の広域避難場所及び広域避難所に指定されており、地域防災の拠点施設としての役割を担っています。また、児童生徒の放課後の居場所・活動場所として、小学校全10校に児童コミュニティクラブ及び、いせはら未来っ子クラブ(放課後子ども教室)が設置されています。さらに、小中学校全14校のグラウンド及び体育館の開放により、地区の運動会やお祭りをはじめ、地域住民をはじめとする様々な団体のスポーツ活動や地域交流の拠点としての役割を担っています。

このように、学校施設は地域コミュニティと密接な関係にあるため、今後も地域住

⁹⁾ 学校運営協議会(コミュニティ・スクール)

学校に設置する附属機関で保護者や地域住民等の代表を委員に任命し、校長が作成する学校運営の基本方針の承認など、一定の権限と責任を持って学校運営に参画する制度。

¹⁰⁾ 地域学校協働活動

地域の高齢者、学生、保護者、PTA、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、子どもを中心に据えた地域づくりをめざして地域と学校がパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

民の声を聞きながら、学校施設が有する多様な機能の有効活用に努める必要があります。

8 義務教育9年間を通じた課題への対応(小中一貫教育の検討)

小中学校の連携の強化や円滑な接続とともに、小学校1年生から中学校3年生までの連続した学習指導や児童生徒指導が求められる中、系統性・連続性に配慮した教育活動を行う小中一貫教育の実践が全国的に増えています。

国では、小中一貫教育を「小中学校段階の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育」としています。

本市としても、教育内容や学習活動の充実をはじめ、児童生徒を取り巻く様々な課題に対応するため、本市における小中一貫教育の有効性や地域の実情を踏まえながら導入に向けた検討を進める必要があります。

9 教員が本来の業務に専念できる環境づくり

(1) 中学校部活動の在り方検討

中学校の部活動におけるより専門的な指導を行うとともに、教員の負担軽減を図るため、専門的な技術を有する地域等の人材を指導協力者として派遣しています。

今後も中学生のスポーツ文化活動を持続可能としていくためには、本市におけるこれまでの部活動の意義や成果を踏まえつつ、少子化や教員の働き方、指導の専門性等の観点から、「部活動の在り方」を改めて検討していくことが必要です。

(2) 給食費の公会計化

教員の事務負担軽減や保護者の利便性の向上を図るため、令和7(2025)年4月から保護者からの学校給食費及び学校徴収金の徴収や、給食食材費及び補助教材費等の執行を市の会計に組み入れる公会計化を開始しました。

今後も、教職員の時間外労働の削減や授業改善のための時間の確保とともに、教職員が児童・生徒に向き合う時間の確保等の本来業務に専念できる環境づくりを進める必要があります。

(3) スクールロイヤー

複雑化・多様化する教育問題に対し、法律等の専門的な知識や見識が必要なケースに対応するため、令和5(2023)年度より教育保障やいじめ事案への体制づくりの推進役としてスクールロイヤーを配置し、学校運営や児童生徒指導体制等への支援の充実及び法的課題に対する教員の負担軽減を図っています。

児童生徒の抱える問題が深刻化する中、今後もこうした多方面からの専門家の活用を図っていく必要があります。

第3章 本市がめざす「これからの学校」

1 国の動向

国の第4期教育振興基本計画(令和5年6月16日閣議決定)は、計画のコンセプトとして2040年以降の社会を見据えた「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げ、これらの相互循環的な実現に向けた取組が進められるよう、教育政策を講じていくことが必要であるとしています。

また、その基本的な方針では、学び続ける人材の育成や共生社会の実現、地域や家庭で共に学び合え合う社会の実現、教育DXの推進、それらの実現のための基盤整備が示されています。

2 本市がめざす学校教育

(1) 伊勢原市第6次総合計画

令和5年度にスタートした「伊勢原市第6次総合計画」では、伊勢原の将来を担う子どもたちが、伊勢原への愛着と誇りを持ち、たくましく未来を切り拓いていくことのできる力を育てていくことを基本政策に掲げています。

具体的な施策においては、きめ細やかな指導体制の充実とともに、多様化・複雑化する課題に対応するため、切れ目のない相談・支援体制の充実を図ること、また、地域と共にある学校づくりを推進していくこととしています。

学校施設については、老朽化した施設の計画的な改修を図るとともに、教育の公平性や教育水準の維持向上を図るため、学校規模と配置の検討を進めることとしています。

(2) 伊勢原市第3期教育振興基本計画

本市の教育振興基本計画については、平成22(2010)年3月に策定した第1期の計画以降、「人がつながり 未来を拓く 学びあうまち伊勢原」を基本理念に掲げ、様々な教育施策を推進しています。

令和5(2023)年2月策定の第3期教育振興基本計画の基本理念では、人と人とのつながりや、学校・家庭・地域の相互の連携と協働により、子どもたちの可能性を引き出しながら、一人ひとりの「生きる力」を培い、持続可能な社会の担い手として未来を切り拓いていくための資質・能力をはぐくんでいくことを掲げています。

この基本理念の実現に向けて、学校教育分野においては次の視点から3つのめざす教育の方向性を示しています。

<めざす教育の方向性>

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成
- 教育施策推進のための基盤と環境整備
- 学校・家庭・地域と連携・協働して行う教育の推進

(3) 伊勢原市学校施設個別施設計画

本市では令和4(2022)年3月に、学校施設の中長期的な維持管理にかかる経費の縮減と予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保することを目的とした伊勢原市学校施設個別施設計画を策定しました。

本計画では、学校施設の目指すべき姿として、「安全に過ごせる学校施設」「これからの教育に対応する学校施設」「環境変化に対応できる学校施設」「地域に開かれた学校施設」の4つを掲げています。

3 これからの学校像

児童生徒数の減少など、本市の学校教育を取り巻く現状や課題を踏まえ、本市の望ましい学校規模や学校配置に向けた検討を進める上で、本市がめざす「これからの学校像(案)」を次のとおり示します。

これからの学校像
(案)

多様な人や社会との関わりの中で、
児童生徒一人ひとりの可能性を引き出す学校

この学校像(案)の実現に向けて、次の3つの視点から、学校教育のめざす方向性を定め、主な推進方策について示します。

なお、これからの学校像(案)及び学校教育のめざす方向性、主な推進方策については、国・県の動向等も踏まえ、次期教育振興基本計画の策定にあたり改めて検討・確認することとします。

【学校教育のめざす方向性】

視点1 きめ細やかで、切れ目のない教育のために

視点2 地域に根ざした持続可能な教育のために

視点3 「新しい時代」の学びを支える教育環境のために

視点1 きめ細やかで、切れ目のない教育の実現のために

【主な推進方策】

●チームによる指導体制の充実

授業の質の向上や、児童生徒の自己肯定感、学びに向かう力等の醸成のため、教科担当制や少人数学級の推進等による指導体制の充実を図ります。



【実現イメージ】

より深い教材研究や指導法研究が行われ、授業の充実につながっている。

多くの教員が関わることで多面的な児童生徒理解につながっている。

●多様なニーズに応じた支援

障がいや特性、不登校、日本語指導等、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を適切に提供できるよう、連続性のある「多様な学びの場」の充実を図ります。

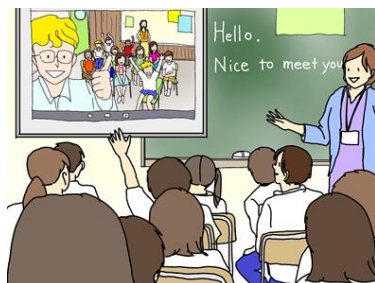


【実現イメージ】

自由度の高い間仕切りやパーティションが整い、児童生徒の発達の段階や特性等に応じた学習が行われている。

●ICTの活用

従来の紙媒体での学習とともに、ICTの特性や強みを生かした教育を推進し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ります。



【実現イメージ】

一人ひとりの学習進度に応じた学びやオンラインでの交流学习などが行われている。

●小中一貫教育に向けた検討

小学校と中学校が目指す児童生徒像を共有するとともに、小学校6年間と中学校3年間を合わせた9年間を通じた教育課程の編成等により、系統性・連続性のある教育の実現を図ります。



【実現イメージ】

小学生の授業に中学生が関わるなど、小中学校の垣根を越えた交流が行われている。

視点2 地域に根ざした持続可能な教育の実現のために

【主な推進方策】

●体験活動の推進

地域の人材や文化財等の地域資源を活用した自然体験や社会体験等、様々な体験活動や、それらを通じた児童生徒の主体的かつ探究的な学習の充実により、児童生徒の自己肯定感や豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力等の育成を図ります。



【実現イメージ】

地元食材の活用等により、地域への興味や関心を促し、地域への愛着が育まれている。



【実現イメージ】

地域の人材が部活動や授業に関わるなど、地域人材の活用と交流が積極的に行われている。

●コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の推進

地域社会全体で子どもたちの豊かな学びや成長を支えるため、学校と地域の連携・協働により、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)と地域学校協働活動を一体的に推進します。



【実現イメージ】

学校運営協議会では、学校のあり方について、さまざまな立場から意見交換が行われている。



【実現イメージ】

放課後や課外活動として、地域ボランティアと協力した地域のイベントや活動などが行われている。

視点3 「新しい時代」の学びを支える教育環境の実現のために

【主な推進方策】

●多様な学習形態に対応するスペースの整備

1人1台端末をはじめ、学習・活動内容の変化を踏まえた教室整備や、多目的な学びに対応できる空間整備、教室周辺スペースの改善・充実等を検討し、多様な学習活動を展開できる教室空間の実現を図ります。



【実現イメージ】

様々な変化に対応する可変性のある教室が整備され、グループ学習が効果的に行われている。

●教職員の執務環境の改善

教職員がより効果的・効率的に授業やその準備、校務等を行い、望ましい「学校風土」が醸成できるよう、必要なスペースと機能を確保するなど、教室や職員室、準備室等の執務環境の改善を図ります。

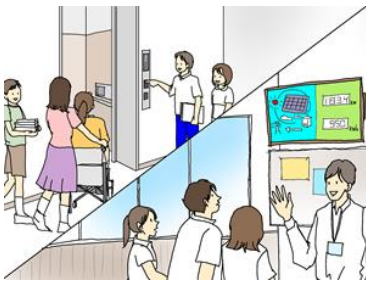


【実現イメージ】

教職員が打ち合わせをするスペースが整い、気軽に必要なコミュニケーションを図ることができている。

●安全・快適に利用できる持続可能な教育環境の整備

共生社会の実現に向け、みんなのトイレやエレベーター等のバリアフリー化を推進するとともに、脱炭素社会の実現に向け、省エネルギー化やZEB¹¹⁾化を推進します。



【実現イメージ】

全ての児童生徒が校舎内を円滑に移動できるよう、校内にはエレベーターが設置されている。

太陽光発電システムの導入により、校内に電気量を表示するシステム等が設置され、エネルギーの循環が見える化されている。

●地域コミュニティエリア等の整備

学校施設がこれまで担ってきた役割や機能を踏まえ、地域のコミュニティ機能や防災拠点機能、子育て支援機能など、学校施設の多機能化を推進し、学校と地域の連携・協働の活性化や多様な世代との交流の促進を図ります。



【実現イメージ】

学校に地域の公共施設の機能が併せて整備され、多様な世代の交流が行われている。

体育館には空調設備が整備され、地域の防災拠点としての機能が向上している。

¹¹⁾ 「ゼブ」と呼び、Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。(環境省 HP「ZEB PORTAL」より引用)

第4章 望ましい学校規模・配置の考え方及び基準

1 望ましい学校規模

(1) 学校規模に関する基本的な考え方

将来にわたり本市の児童生徒にとり望ましい教育環境を整え、教育水準の維持向上を図る上で、その基準となる本市における望ましい学校規模を示します。

学校規模を表す基準としては、平成27(2015)年1月に文部科学省より公表された「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」(以下「国の手引き」という。)を踏まえ、「学級数(通常学級数)」で定めることとします。

(2) 国の基準(目安)

国では、小学校及び中学校の標準的な学級数について、学校教育法施行規則において、次のとおり定めています。

校種	標準的な学校規模(学級数)
小学校 中学校	12学級から18学級 (小学校:1学年当たり2学級から3学級) (中学校:1学年当たり4学級から6学級)

本規則では、標準的な学級数について「学校規模の標準は「特別の事情があるときはこの限りでない」とされている弾力的なものであり、実際の判断については、学校設置者である各市町村が、当該学校が都市部にあるのか、過疎地にあるのか等も含め、地域の実情に応じたきめ細かな分析に基づいて行うべきものです。」としており、本市の実情に応じた「望ましい学校規模」の設定が求められています。

(3) 小規模校及び大規模校のメリット・デメリット

国では、学校規模の偏りによる主なメリット・デメリットを次のように整理しています。

ア、小規模校のメリット・デメリット

【図表 19 小規模校のメリット・デメリット】

項目	主なメリット	主なデメリット
学習面	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの学習状況を的確に把握でき、きめ細やかな指導を行いやすい。 意見や感想を発表できる機会が多くなる。 運動場や体育館、特別教室が余裕をもって使える。 異年齢の学習活動を組みやすい。 体験学習や校外学習を機動的に行える。 	<ul style="list-style-type: none"> 習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導体系が取りにくい。 グループ学習や班行動が行いにくい。 クラブ活動や部活動の種類が限定される。 球技や合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる。
生活面	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりがリーダーを務める機会が多くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 男女比に偏りが生じやすい。 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい。 多様なものの見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい。
学校運営面	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などを把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導が行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 指導上課題がある子どもの問題行動に、クラス全体が大きく影響を受ける。 クラス替えが全部または一部の学年でできない。 教員それぞれの専門性を生かした教育が受けられない可能性がある。

イ、大規模校のメリット・デメリット

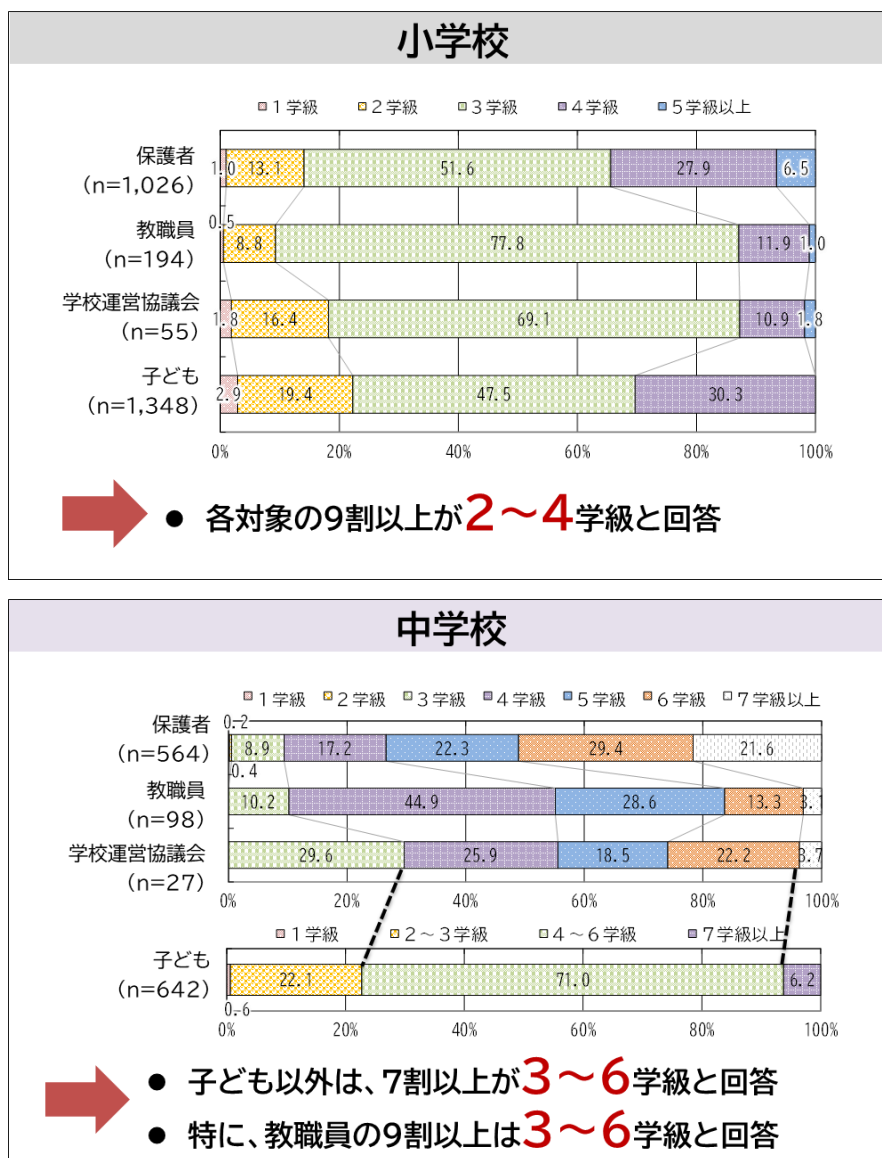
【図表 20 大規模校のメリット・デメリット】

項目	主なメリット	主なデメリット
学習面	<ul style="list-style-type: none"> ・切磋琢磨する環境の中で学力や学習意欲の向上が図りやすい。 ・グループ学習や班学習が活性化しやすい。 ・音楽、体育等の集団で行う活動や、クラブ活動が活発しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ活動や学校行事等において、一人ひとりが活躍する場や機会が少ない。 ・児童生徒一人当たりの校舎面積、運動場面積が狭くなり、教育活動の展開に支障が生じる場合がある。 ・特別教室や体育館、プール等の利用で割り当てが難しくなる。
生活面	<ul style="list-style-type: none"> ・気の合う友人を作りやすい。 ・男女比の偏りが発生しにくい。 ・多様な意見に触れる機会が得やすく、コミュニケーション能力が育ちやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同学年の結びつきが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくい。
学校運営面	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの教職員が多面的な観点で指導しやすい。 ・校内研修の活性化など、教職員間での協力意識が高まりやすい。 ・児童・生徒の人間関係を考慮したクラス替えが実施しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教員が児童生徒一人ひとりの個性や行動を把握し、きめ細かな指導を行うことが難しくなる。 ・学校運営全般にわたり、校長が一体的なマネジメントを行ったり、教職員が共通理解を図るうえで支障が起こる場合がある。 ・教室不足により、特別支援教室等新しいニーズへの対応が難しい場合がある。

(4) 伊勢原市立小中学校の教育環境に関するアンケート結果

本方針の策定にあたり実施した「伊勢原市立小中学校の教育環境に関するアンケート¹²⁾」(以下「アンケート」という。)の結果では、「1学級あたりの望ましい学級数」という設問に対して、小学校では「2学級から4学級」と回答した割合が最も多く、中学校では「3学級から6学級」と回答した割合が最も多くありました。

【図表21 1学級あたりの望ましい学級数(アンケート結果抜粋)】



¹²⁾ 本方針の検討にあたり、保護者、教職員、児童・生徒及び地域関係者等の意識や考えを把握するため、令和6年度に市立小中学校の教育環境に関するアンケートを実施しました(アンケート調査の概要及び調査結果は巻末の参考資料を参照)。

(5) 本市における望ましい学校規模(学級数)の基準

ア、基準の設定にあたっての基本的な考え方

学級編制は、小学校は35人学級¹³⁾、中学校は令和7(2025)年6月の法改正を受けて35人学級を前提とします。

上記前提は、国の制度改正や市独自の少人数学級の取組の進捗状況、また、インクルーシブ教育の推進に伴う学級数への影響にも留意し、必要な見直しを行うこととします。

学校規模の基準は「学級数(通常学級)」で定めますが、学校によっては学級や学校全体の児童生徒数には大きな幅があるため、学級数と併せて1学級あたりの児童整数にも着目します。

イ、本市における望ましい学校規模

基準の設定にあたっての基本的な考え方や児童生徒数推計に基づく学級数の推移、アンケートの結果等を踏まえ、本市における望ましい学校規模(学級数)の基準を次のとおり定めます。

校種	望ましい学校規模(学級数)
小学校	12学級から24学級 (1学年あたり2学級から4学級)
中学校	9学級から18学級 (1学年あたり3学級から6学級)

¹³⁾ 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」(令和3年4月1日施行)により、令和7年3月31日までの間における学級編制の標準については、児童の数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで段階的に35人とする事としてしています。

2 望ましい学校配置

(1) 学校配置に関する基本的な考え方

学校配置を表す基準としては、学校規模と同様に国の手引きを踏まえ、「通学距離と通学に要する時間」で定めることとします。

(2) 国の基準(目安)

ア、通学距離の考え方と目安

国の手引きでは、学校の配置に当たっては、児童生徒の通学条件を考慮する必要があると示されています。「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」では、公立小中学校の通学距離を「小学校でおおむね4キロメートル以内、中学校でおおむね6キロメートル以内」と定めていることから、通学条件を通学距離によって捉えることが一般的となっています。

イ、通学時間の考え方と目安

国の手引きでは、スクールバスや公共交通機関を活用した自治体の事例が増えていることを踏まえ、通学時間は「おおむね1時間以内」を一応の目安とし、地域の実情や児童生徒の実態に応じて判断を行うことが適当とされています。

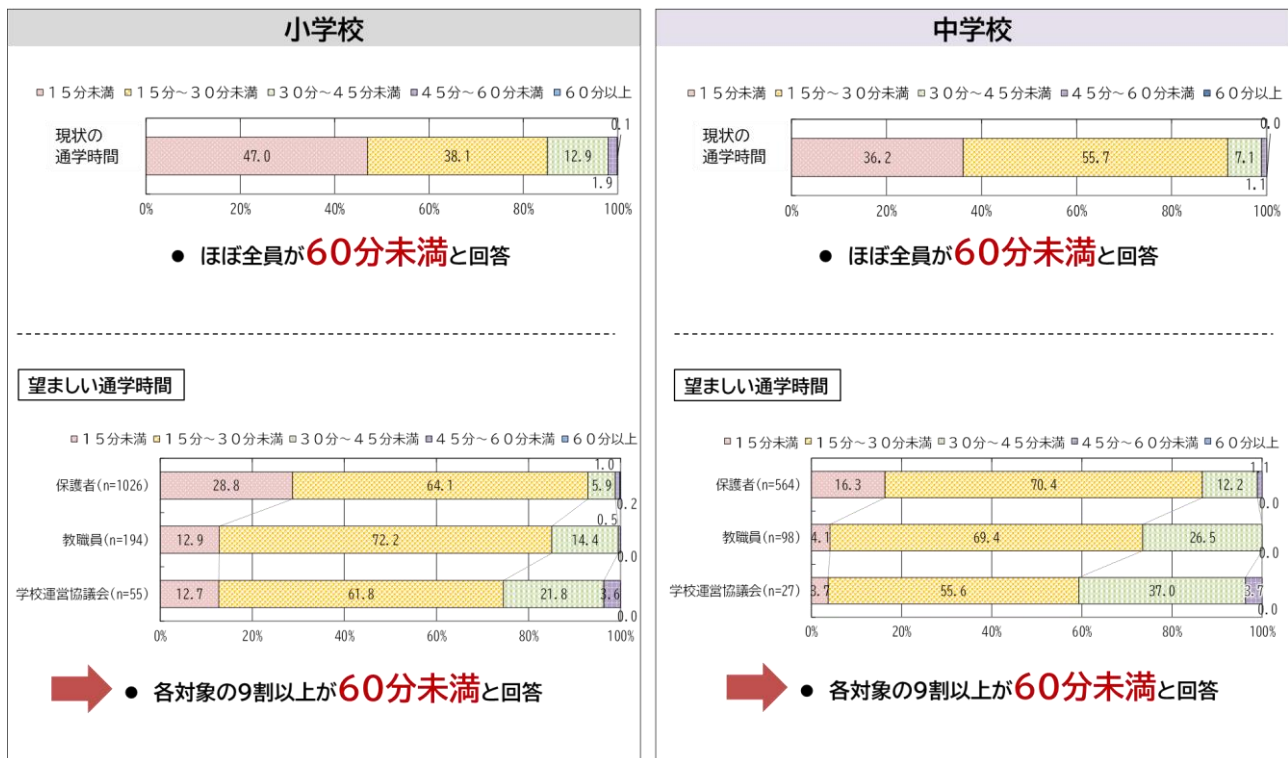
(3) 本市における通学距離の現状

第2章「3 通学区域及び通学距離」で述べたとおり、令和6年(2024)度時点の本市の児童生徒の通学距離は、小規模特認校制度による通学区域外からの通学を除き、すべての小中学校で、国の基準である小学校4km圏内、中学校6km圏内となっています。

(4) 通学時間に関するアンケート結果

アンケートの結果では、「現状の通学時間」と「望ましい通学時間」という各設問に対して、小・中学校共に「60分未満」と回答した割合が最も多く、現状の通学時間と望ましいと考える通学時間が概ね一致しています。

【図表 22 現状の通学時間及び望ましい通学時間(アンケート結果抜粋)】



(5) 本市における望ましい学校配置(通学距離・通学時間)の基準

国の基準(目安)や各小中学校の現状の通学距離、アンケート結果等を踏まえ、本市の望ましい学校配置(通学距離と通学時間の上限)の基準を次のとおり定めます。

校種	望ましい学校配置(通学距離と時間の上限)	主な通学手段
小学校	概ね4km、60分以内	徒歩 等
中学校	概ね6km、60分以内	徒歩・自転車 等

第5章 望ましい学校規模等に近づけるための対応策

1 望ましい学校規模等に近づけるための対応策

(1) 想定される対応策

本市の望ましい学校規模の基準外となる学校に対する対応策について、国が示す対応策を踏まえ、想定される本市の対応策を次のとおり示します。

【図表 23 想定される対応策】

対応策	形態	対応策の説明	主なメリット	主な課題
通学区域の変更		通学区域の変更・再編成	・既存施設の有効活用	・通学距離の延長の可能性 ・学区と自治会の不整合等の懸念
統合 ※小中一貫教育校を含む	① 既存校への統合	小規模校の標準規模校への統合等	・既存施設の有効活用	・通学距離の延長の可能性 ・施設増設の必要性
	② 新用地に新設統合	新たに用地を確保し、複数校を統合	・通学距離、学校規模の適正化	・用地選定 ・用地取得及び新規施設整備に伴う財政負担
地域の状況を踏まえた工夫	① 小規模特認校制度 (大山小で実施中)	特定の学校について、通学区域に関係なく市全域から就学を容認	・学校規模の維持 ・特色ある教育が可能	・選択されない可能性 ・通学手段の確保
	② 小規模校を分校化	小規模校を近隣の標準規模校の分校として位置付け	・小規模校及び標準校の各メリットの享受 ・地域の学校を維持	・専科教員等の負担増

(2) 小規模校対策を検討するに当たっての考え方

今後、単学級の学年が生じる学校(または既に生じている学校)については、学校規模の縮小や学校全体の児童生徒数の減少が更に進むことが見込まれる段階で、望ましい学校規模等の確保をするための検討を開始します。

対応策を検討する学校区域の枠組みは、これまでの生活圏や地域の特性を考慮し、原則、昭和46(1971)年の市制施行前の旧町村域である、大山、高部屋、比々多、伊勢原、成瀬、大田の6地区(以下「地域ブロック」という。)とし、地域ブロック内における対応策を検討します。

地域ブロック内で効果的な対応策を行うことが困難な場合等においては、地域ブロックを越えた対応策を検討することとし、この場合は、現行の4つの中学校区の枠組みを基本とした対応策を検討します。

地理的条件や地域特性を理由に、通学区域の再編成を伴う対応策を採ることが困難な場合は、対象校の存続に向けて小規模校のメリットを最大限生かす方策やデメリットの解消策等を検討します。

【図表24 地域ブロック(イメージ)】

地区名	大山	高部屋	比々多	成瀬	伊勢原		大田
小学校	大山小学校	高部屋小学校	比々多小学校	石田小学校	伊勢原小学校	竹園小学校	大田小学校
				緑台小学校		桜台小学校	
				成瀬小学校			
中学校区	山王中学校			成瀬中学校	中沢中学校	伊勢原中学校	

(3) 大規模校対策の考え方

現在、加速度的に少子化が進行する中、将来の児童生徒数の推移を見極めながら、適正な学校運営を図るための手法を総合的に検討し、課題の解決を図ります。

(4) 望ましい学校規模を実現する際の通学対策

望ましい学校規模の範囲に近づけるための対応策の検討に当たり、望ましい通学距離・通学時間を上回る場合等の想定される通学対策について、次のとおり示します。

【図表 25 想定される通学対策】

対策	対策の説明	主なメリット	主な課題
公共交通機関(バス等)の利用	バス等の公共交通機関の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な運行 ・市による乗降場所の確保等が不要 ・公共交通の利用促進により、路線バス等の維持に寄与 ・事前の乗り方指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・バス路線、本数の減少 ・バス代に対する支援 ・路線バスの運行がない地域への対応 ・満員で乗車できない場合や車内トラブルの危険性
スクールバスの運行	児童・生徒が乗車する専用のバスを運行し、学校まで通学する	<ul style="list-style-type: none"> ・乗降場所の設定が可能 ・満車で乗車できないことや車内トラブルの危険性が低い 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の財政負担 ・乗降場所の確保 ・乗り遅れた場合の対応
自転車での通学を容認(中学校のみ)	自転車を利用した通学を認める	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車を保有している場合は、金銭的な負担が少ない ・自転車事故等に対する安全対策(教育的観点) 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭の自転車購入の負担 ・自転車事故等に対する安全対策(対策の徹底) ・学校敷地への駐輪場整備
住所地から近接する学校への通学を容認	住所地により定められている就学指定校から、通学距離が短い学校への通学を認める	<ul style="list-style-type: none"> ・通学に係る負担軽減 ・制度導入が容易 	<ul style="list-style-type: none"> ・就学指定校より近い場所の学校が存在しない可能性 ・学校規模が偏る可能性

2 対応策の検討を開始する基準と時期

(1) 基本的な考え方

国では、学校規模の標準を下回る場合の検討を始める目安について、学級数により各フェーズに区分し、それぞれの区分での対応内容を示しています。また、学校全体の児童生徒数や中長期的な児童生徒数の予測、学習状況等を踏まえ、総合的な判断が必要だとも説いています。一方、31学級以上の過大規模校については、国では速やかにその解消を図るよう市町村に促しています。

本市では、基準を下回る場合の対応策の検討を始める時期について、国の目安や対応内容、地域の実情を踏まえ、次のとおり示します。

なお、基準を上回る場合の対応については、将来の児童生徒数の推移を見極めながら、状況に応じて総合的に判断した上で、課題の解決に取り組みます。

(2) 小規模校対策の検討を開始する基準と時期

ア、基本的な検討開始の基準

学校規模の状態 (小中学校)	1つ以上の学年が単学級、かつ 今後、学校規模のさらなる縮小が見込まれる状態※ ※児童生徒数の将来推計において、半分を越える学年で単学級となる ことが見込まれる状態。(小学校:8学級以下、中学校:4学級以下)
検討開始時期	上記の状態が見込まれる時期の6年前から検討を開始します。

イ、優先的に検討を開始する基準と時期

学校規模の状態 (小中学校)	全ての学年が単学級
検討開始時期	本基本方針に基づき、早期に検討を開始する。

《上記基準に基づき、優先的に対応策を検討する学校》

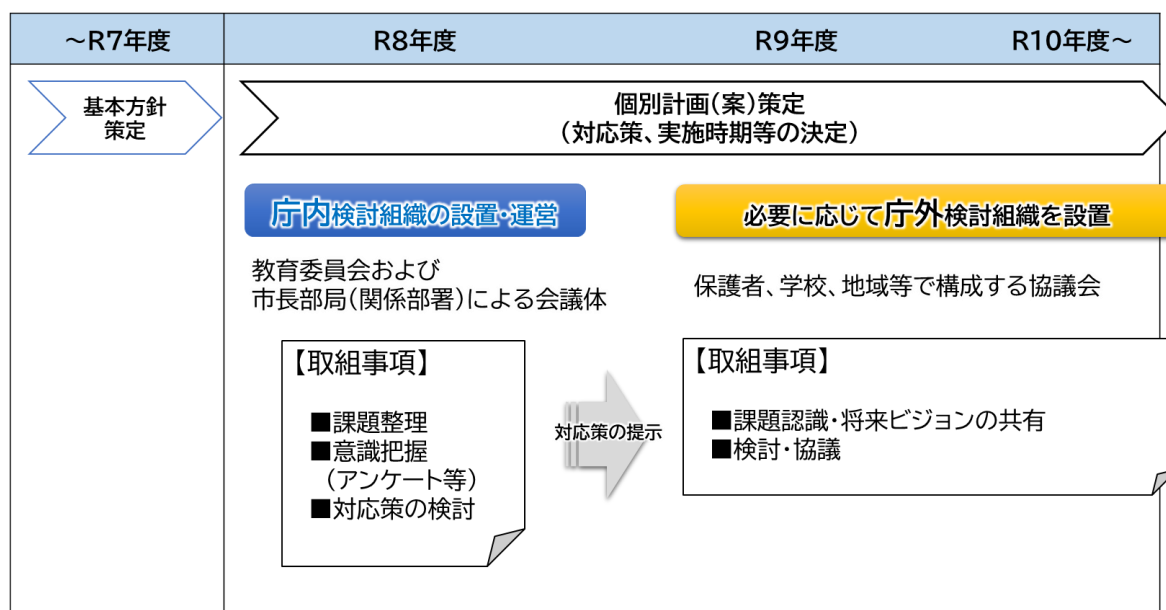
学校名	基準該当年度	学級数/児童数	検討開始年度
大山小学校	令和7(2025)年度	6学級/54人	令和8年度以降

第6章 基本方針策定後の対応策の検討に向けて

1 個別の学校に関する対応策の検討スケジュール(予定)

本方針の検討開始の基準に基づき、検討を始める必要性が生じた場合は、対象校の実情に応じた対応策を検討するため、庁内での検討を行うとともに、その後、必要に応じて保護者や学校、地域住民等の様々な関係者と課題の共通認識を図りながら、対象校の将来の在り方に関する合意形成に向けて検討を進めます。

【図表 26 個別の学校に関する対応策の検討スケジュール(予定)】



2 対応策の検討にあたり配慮すべき事項

(1) 児童生徒を取り巻く環境への配慮

いずれの対応策の検討にあっても、児童生徒の学習環境や生活環境への影響を考慮し、必要な対応を併せて検討します。

(2) 通学時の安全確保と負担軽減

通学区域の再編成が必要な場合は、通学時の安全確保を図るとともに、通学距離や通学時間が延長する場合の通学負担の軽減を考慮し、第5章で述べた通学対策を検討します。

(3) 地域との連携と配慮

学校は地域における文化・スポーツの活動の拠点であるほか、防災や子育て等の拠点施設としての機能を有することから、検討にあたっては児童生徒の教育的な

観点を第一としつつも、地域とのつながりや多面的な側面を考慮し、地域住民との丁寧な話し合いを行いながら進めます。

また、統合等により通学区域の再編成を伴う場合は、地域コミュニティへの様々な影響(希薄化、分断、活力低下等)を考慮し、必要な対応を併せて検討します

(4) 公共施設の最適化と学校施設個別施設計画との整合

学校施設の整備を伴う場合は、学校施設に求められる社会的要請等を考慮し、社会教育施設等の他の公共施設との複合化についても検討します。また、必要に応じて、学校施設個別施設計画に位置付ける検討対象校の施設整備(建替え、長寿命化改修等)の時期との整合・調整を図りながら検討します

(5) 都市づくりの視点

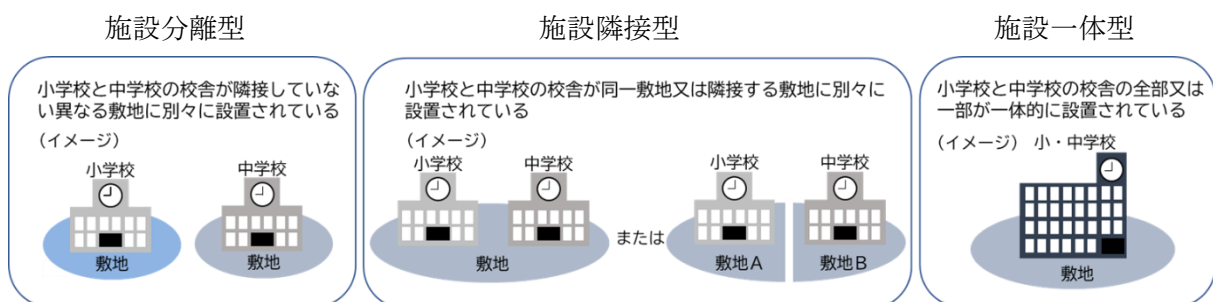
「伊勢原市都市マスタープラン」や「伊勢原市立地適正化計画」など、本市の都市づくりの考え方に留意します。

3 小中一貫教育の検討

望ましい学校教育に向けた対応策の検討と併せ、本方針でも示している「きめ細かな教育の実現」を図るため、9年間を通じた教育課程の編成等により、系統的かつ連続性のある教育の実現を目指す小中一貫教育の検討を進めます。

なお、小中一貫教育や学校施設の効果的かつ効率的な再整備を推進するため、小規模校対策の検討開始基準に合致しない場合であっても、関連する学校の児童生徒数の動向等を踏まえながら、通学区域の再編成を伴う小中一貫教育の検討を進める場合があります。

【図表 27 (参考)小中一貫教育における施設形態の分類】



※分類の定義は文部科学省 HP「小中一貫教育に適した学校施設の在り方について～子供たちの9年間の学びを支える施設環境の充実に向けて～(平成27年7月 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議)」より引用。

参考資料

- 1 伊勢原市立小中学校の教育環境に関するアンケート集計結果
- 2 策定体制
- 3 本方針の策定経過

伊勢原市立小中学校の望ましい学校規模等に関する基本方針

令和8(2026)年●月

伊勢原市教育委員会 教育総務課

住所 〒259-1188 伊勢原市田中 348 番地

電話 0463-74-5104(直通)

E-mail k-soumu@isehara-city.jp

(4)今後のスケジュール(予定)

